

投資信託説明書(目論見書)

2009.03

新生・世界分散ファンド (複利効果重視型)/(分配重視型)

追加型投信 / 内外 / 資産複合

<設定・運用は>



新生インベストメント・マネジメント

*本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。課税上は株式投資信託として取り扱われます。

投資信託説明書 [交付目論見書] 2009.03

新生・世界分散ファンド(複利効果重視型) 新生・世界分散ファンド(分配重視型) 追加型投信/内外/資産複合

> 設定・運用は 新生インベストメント・マネジメント株式会社

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

- 1. この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)」および「新生・世界分散ファンド(分配重視型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成21年3月19日に関東財務局長に提出し、平成21年3月20日にその効力が発生しております。
- 2. 金融商品取引法第 13 条第2項第2号に定める内容を記載した投資信託説明書(請求目論見書)は、投資家からの請求があった場合に交付されます。 当該請求を行った場合には、投資家自らが当該請求を行った旨を記録して おくようにしてください。なお、当投資信託説明書(交付目論見書)は、投資 信託説明書(請求目論見書)を添付しております。
- ・投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関で投資信託を購入された場合、投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

下記の事項は、この投資信託(「新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)」および「新生・世界分散ファンド(分配重視型)」、以下「当ファンド」といいます。)をお申し込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。お申し込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

◎ 当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて社債、株式等に投資します。組入債券、株式等の価額の下落や、組入債券、株式等の発行者の財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資をする場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本が割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」「信用リスク」 「流動性リスク」および「為替リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

◎当ファンドに係る手数料等について

●申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社もしくは申込み手数料を記載した書面にてご確認下さい。

●換金(解約)手数料

換金(解約)手数料はかかりません。

●信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額とします。

●信託報酬

信託財産の純資産総額に年 1.6485% (税抜 1.57%) の率を乗じて得た額とします。

- ●その他の費用
 - ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
 - ・外貨建資産の保管等の費用
 - 監查報酬 等

その他の費用については、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される 期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

交付目論見書 目次

ファン	/ドの概要•••••		•••••		•••••••
第一音 (1 (2 (3 (4 (5	1)【ファンドの名2)【内国投資信3)【発行(売出)4)【発行(売出)5)【申込手数料】	名称】 毛受益証券の形態等】 価額の総額】 価格】	(7)(8)(9)(10)(11)		
第二音	『 【ファンド情幸	报】			·····4頁
第1 1 (1 2	」)【ファンドのE 【投資方針】・・・・・	目的及び基本的性格】	(2)	【ファンドの仕組み】	······4頁 ······4頁 ······13 頁
(1 (2	 【投資方針】 【投資対象】 		(4) (5)	【分配方針】 【投資制限】 【その他の手数料等】	
(2	2) 【換金(解約) R) 【信託報酬等】	手数料】	(5)	【その他の手数料等】 【課税上の取扱い】	
(1	【投資状況】【投資資産】		(3)	【運用実績】	
第 2 1 2	【財務ハイライト性 【貸借対照表】・・・ 【損益及び剰余金記	青報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			······45 頁 ·····45 頁 ·····46 頁
第3	【内国投資信託受益	益証券事務の概要】・・			·····50 頁
第4	【ファンドの詳細情	青報の項目】・・・・・・・			·····52 頁
信託約	勺款•••••				·····54 頁
信託用	月語集······				••••105 頁

ファンドの概要

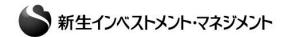
新生・世界分散ファンド (複利効果重視型)

新生・世界分散ファンド (分配重視型)

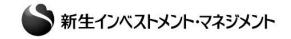
上記を総称して、「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。

※お申し込みの際には、掲載の投資信託説明書(交付目論見書)記載内容を良くお読みいただき、 当ファンドの内容・手数料等・リスクを十分にご理解いただいた上で、ご自身の判断でお申し込み ください。

ファンドの日か	1+3 F78 其 未 的 歴 枚 17 へ 1.7 て
商品分類	」および基本的性格について 追加型投信/内外/資産複合
ファンドの目的	世界の債券と株式に分散投資し、利子等収益(インカムゲイン)を確保しつつ、株式を中心とした売買益等(キャピタルゲイン)とあわせ、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
主な投資対象	世界債券マザーファンド、世界株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とします。
主な投資制限	①株式への実質投資割合は取得時において、信託財産の純資産総額の55%以下とします。 ②外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
信託期間	原則として無期限とします。 ただし、投資信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させる ことがあります。
決算日	〈新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)〉 原則として、毎年12月20日とします。なお、該当日が休業日の場合は翌営業日です。
	〈新生・世界分散ファンド(分配重視型)〉 原則として、毎年3月、6月、9月、12月の20日とします。なお、該当日が休業日の場合は翌営業日です。



収益分配	毎決算時に、委託者が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。 ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合があります。 「一般コース」 原則として、決算日から起算して5営業日目までに収益分配金のお支払いを 開始いたします。 「自動けいぞく投資コース」 原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に再投資され、手数料 はかかりません。
元月中以 7.65	
取得申込手続	
申込方法	販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申し込みが可能です。 収益分配金の受取方法によって 「一般コース」 「自動けいぞく投資コース」
	の2通りがあります。
	なお、販売会社や申込形態により、どちらか一方のコースのみのお取り扱いと なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
受付時間	原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所※が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日のお取扱いとなります。 ※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。
受付不可日	販売会社の営業日であっても、取得申込受付日が下記に該当する場合は、取得のお申し込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ●チューリッヒの銀行休業日
受付場所	販売会社につきましては、委託会社にお問い合わせください。
申込価額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
下心 Щ帜	なお、基準価額につきましては、販売会社ないしは委託会社にお問い合わせください。
申込単位	お申込単位につきましては、販売会社ないしは委託会社にお問い合わせください。
取得申込の 受付の中止・ 既に受付けた 取得申込の 受付の取消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受付けた取得申込の受付を取り消す場合があります。



換金(解約)手線	続きについて
受付時間	原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日のお取扱いとなります。
受付不可日	販売会社の営業日であっても、換金請求受付日が下記に該当する場合は、換金の請求の受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ●チューリッヒの銀行休業日
支払い開始日	原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に 0.1%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。 ※解約価額=基準価額ー信託財産留保額=基準価額ー(基準価額×0.1%)
換金単位	販売会社が定める単位をもって換金できます。 ※販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。 詳しくは、販売会 社にお問い合わせください。
お手取額	個人の投資家の場合、1口当りのお手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。 ※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
換金申込の 受付の中止・ 既に受付けた 換金申込の 受付の取消	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして取り扱います。

*当ファンドについては、販売会社または下記の連絡先までお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社 (委託会社)

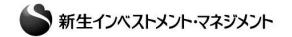
ホームページ アドレス http://www.shinsei-investment.com

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日) 9:00~17:00 (半休日となる場合9:00~12:00)



ファンドにおい	てご負担いただきま	・ナ毛数料等			
申込手数料	お申込手数料につ		15%(税抜 3.0	%)を上限として	販売会
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	社が定めるものとし				
	合わせください。		.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
信託報酬等	信託報酬の総額に	は、信託財産の	純資産総額は	こ対し年 1.6485	5%(税抜
	1.57%)の率を乗し	で得た金額と	し、計算期間を	・通じて日々、費	用計上さ
	れます。				
	※ 信託報酬の配分	分は、以下の通	りとします。(括	弧内は税抜です	·)
		信託報酬	酬(年率)		
	合計	委託会社	販売会社	受託会社	
	1.6485%	0.8925%	0.6825%	0.0735%	
	(1.57%)	(0.85%)	(0.65%)	(0.07%)	
その他の	① ファンドにおい	 て―部解約に何	半う支払資金の	手当て等を目的	かとして資
手数料等	金借入れの指図				
, ,,,,,	払われます。	_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		, , _ , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	② ファンドに関す	る租税、信託事	事務の処理に要	する諸費用およ	び受託
	者の立替えた立ち	替金の利息は、	受益者の負担	とし、信託財産な	から支払
	われます。				
	③ ファンドの組入	有価証券の売り	買の際に発生で	する売買委託手	数料、壳
	買委託手数料に	係る消費税等権	目当額、外貨建	資産の保管等に	こ要する
	費用は信託財産		· -		
	④ ファンドに係る				
	する金額は、計算			信託報酬の支护	される
	日に信託財産中			よなな 大田田田	>□ <i>kk</i>) = 1.
	※その他の手数料				
		•		の上限額または、	
	計算方法を示す ※手数料等の合き			比柱がファンドたん	伊.右それ
	る期間等に応じ				
	①換金(解約)手数		C. 3(7) 5 0C	.Ch (Ca e/v _o)
手数料	換金(解約)手数		ナんん		
7 29411	②信託財産留保額		_, , ,		
	解約請求受付日	一の翌営業日の	基準価額に0.	1%の率を乗じて	て得た額
	とします。				
 <参考>	「世界債券マザー)	ファンド」「世界)	株式マザーファ		 問会社が
	受ける報酬は、当該				
	託会社が受ける報	·		, - ,	>
			, ,		



主なリスクと留意点

主なリスクと留意点

当ファンドは、組み入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

①価格変動リスク

1)株価変動リスク

当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組み入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの資産を直接株式に投資している場合にも、同様のリスクがあります。

2) 金利変動リスク

当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券を通じて公社債に投資します。公社債の価格は、一般的には金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します。価格変動は、一般的には残存期間が長い公社債の方が、短いものより大きくなります。また発行体が財政難や経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組み入れた公社債の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの資産を直接公社債に投資している場合にも、同様のリスクがあります。

②為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、実質的に組み入れた有価証券等の価格が表示通貨建では値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建の評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。



主なリスクと留意点

主なリスクと留意点

③カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象 国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が 大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。

④信用リスク

当ファンドは、実質的に組み入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。

⑤その他の留意点

- 1)金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを えない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付た 注文を取り消すことがありますのでご注意ください
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当ファンドが 投資するマザーファンド受益証券を他のファンドが多額に買付または一 部解約した場合、マザーファンド受益証券における資産の売買等により、 基準価額が大きく変動し、投資元本を割り込むことがあります。
- 4)ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)

新生・世界分散ファンド(分配重視型)

(以下、上記を総称して、「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。また各々を指して「各ファンド」ということがあります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)
- ・格付けは取得していません。
- ※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定 の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関 及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をい い、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録され ることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を 「振替受益権」といいます。)。委託者である新生インベストメント・マネジメント株式会社(以下、 「委託者」、「委託会社」または「当社」という場合があります。)は、やむを得ない事情等がある 場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無 記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

各ファンド毎に、5,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※1とします。

午後3時(わが国の金融商品取引所**2の半休日の場合は午前11時)までに、取得申込が行われかつ当該取得申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申し込み分とします。

- ※1「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。
- ※2「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。(以下同じ。)
- ・基準価額につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス http://www.shinsei-investment.com

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日)9:00~17:00 (半休日となる場合は9:00~12:00)

また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に下記の略称で当ファンドの基準価額が掲載されます。

新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)は、「分散複利」

新生・世界分散ファンド(分配重視型) は、「分散分配」

(5)【申込手数料】

① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%(税抜3.0%)を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社または(4)に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

②「自動けいぞく投資コース」でお申し込みの場合、収益分配金の再投資により取得する口数 については、お申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

申込単位につきましては、販売会社または(4)に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成 21 年3月 20 日から平成 22 年3月 19 日まで

平成22年3月20日以降のお申込期間については、あらたに有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所である「販売会社」については(4)に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

(9)【払込期日】

お申込金額は、販売会社が指定する期日までにお支払いください。お申込金額には利息は付利されません。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、中央三井アセット信託銀行株式会社(以下「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

お申込金額は、お申し込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、(4)に記載される委託会社の照会先までお問い合わせください。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

① お申し込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申し込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。「自動けいぞく投資コース」による再投資の際には手数料はかかりません。

お申し込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合 や、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

② 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記に該当する場合は、取得のお申し込みの 受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ●チューリッヒの銀行休業日
- ③ 取得申込の受付の中止、既に受付けた取得申込の受付の取り消し

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込の受付を取り消す場合があります。

- ④ 日本以外の地域における発行は行いません。
- ⑤ 振替受益権について
 - ・ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。
 - ・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」 に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

- ◆投資信託振替制度とは、
- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」と言います。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)

新生・世界分散ファンド(分配重視型)

(以下、上記を総称して、「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。また各々を指して「各ファンド」ということがあります。)

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

- (1)【ファンドの目的及び基本的性格】
- ① ファンドの目的

ファンドは、世界債券マザーファンド受益証券および世界株式マザーファンド受益証券(以下両者を総称する場合には「マザーファンド受益証券」といいます。)を主要投資対象とし、実質的に、世界の債券と株式に分散投資し、利子等収益(インカムゲイン)を確保しつつ、株式を中心とした売買益等(キャピタルゲイン)とあわせ、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

② ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託、ファミリーファンド方式(注)で運用します。

(注)ファミリーファンド方式について

ファンドは「世界債券マザーファンド」および「世界株式マザーファンド」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みをいいます。

※マザーファンドの運用の方針等については、後記「第二部ファンド情報、第1 ファンドの状況、 2 投資方針 <参考情報>マザーファンドの概要」をご参照ください。 (注)当ファンドは社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなります。商品分類表

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
	ED P	株式
単 位 型 投 信	国内	債券
	海外	不動産投信
追 加 型 投 信		その他資産 ()
	内 外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表(網掛け表示部分)の定義>

追加型投信・・・ 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内 外・・・ 目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益 を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合・・・ 目論見書又は投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的 に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)>

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		(含、日本)		
大型株	年2回			
中小型株		日本		
	年4回			
債券		北米	ファミリーファンド	あり
一般	年6回			()
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)			
()		オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他			
その他資産	()	アフリカ		
(投資信託証券(資産複合(株式、				
債券)資産配分固定型))				
		中近東		
資産複合		(中東)		
()				
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

その他資産(投資信託証券(資産複合・・・ 目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がフ(株式、債券)資産配分固定型))) アミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。)を通じて実質的に株式および債券を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。

年 1 回・・・ 目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル・・・ 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとします。

ファミリーファンド・・・ 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

な し・・・ 目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行 なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がな いものをいいます。

(注)上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ(アドレス: http://www.toushin.or.jp)で閲覧が可能です。

<新生・世界分散ファンド(分配重視型)>

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		(含、日本)		
大型株	年2回			
中小型株		日本		
	年4回			
債券		北米	ファミリーファンド	あり
一般	年6回			()
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)			
()		オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他			
その他資産	()	アフリカ		
(投資信託証券(資産複合(株式、				
債券)資産配分固定型))				
		中近東		
資産複合		(中東)		
()				
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

その他資産(投資信託証券(資産複合・・・ 目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がフ(株式、債券)資産配分固定型)) アミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。)を通じて実質的に株式および債券を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。

年 4 回・・・ 目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル・・・ 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとします。

ファミリーファンド・・・ 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

な し・・・ 目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行 なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がな いものをいいます。

(注)上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ(アドレス: http://www.toushin.or.jp)で閲覧が可能です。

③ 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、各ファンド毎に、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記各ファンド毎の限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1.主として、日本を含む世界の先進国の債券と株式に分散投資します。

世界の債券と株式に分散投資し、利子等収益(インカムゲイン)を確保しつつ、株式を中心とした売買益等(キャピタルゲイン)とあわせ、信託財産の中長期的な成長をめざします。

債券と株式に資産分散することで収益の変動を抑える効果が期待できます。また多くの国・地域 (通貨)に分散して投資するため、銘柄分散・地域分散の効果も期待できます。

「シティグループ世界国債インデックス(円換算ベース)」と「MSCI ワールド・インデックス(配当込み、円換算ベース)」を合成したものをベンチマークとし、それを上回る投資成果をめざします。

実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。

2.投資対象国は「シティグループ世界国債インデックス」もしくは「MSCI ワールド・インデックス」に 採用されている国・地域とします。

債券への投資は、原則として「シティグループ世界国債インデックス」に採用されている国・地域の国債を対象とします。

株式への投資は、原則として「MSCI ワールド・インデックス」に採用されている国・地域の株式を対象とします。

<○印はインデックスに採用されている国・地域>

(2009年1月末現在)

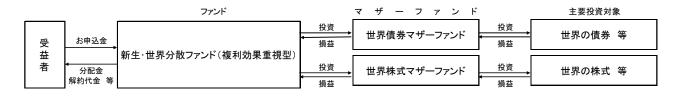
		シティグループ世界国債インデックス	MSCI ワールト・インデックス
北米	アメリカ	0	0
11.不	カナダ	0	0
欧州	アイルランド	0	0
	イギリス	\circ	\circ
	イタリア	\bigcirc	\circ
	オーストリア	\bigcirc	\circ
	オランダ	\bigcirc	\circ
	ギリシャ	\bigcirc	\circ
	スイス	\circ	\circ
	スウェーデン	\circ	\circ
	スペイン	\circ	\circ
	デンマーク	\circ	\bigcirc
	ドイツ	\circ	\bigcirc
	ノルウェー	Ō	\circ
	フィンランド	Ō	Ō
	フランス	Ō	Ō

		シティグループ世界国債インデックス	MSCI ワールト・インデックス
	ベルギー	\circ	\circ
	ポーランド	\circ	
	ポルトガル	\circ	\bigcirc
	シンガポール	\circ	\circ
アジア	日本	\circ	\circ
	香港		\circ
	マレーシア	0	
オセアニア	オーストラリア	\circ	\circ
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	ニュージーランド		0

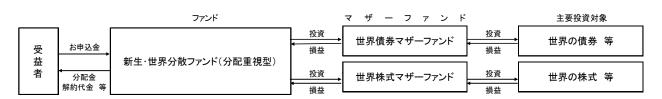
- (注1)インデックス構成国(地域)については定期的に見直しが行われ、変更されることがあります。
- (注2)「シティグループ世界国債インデックス」とは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はシティグループ・グローバル・マーケッツ・インクの知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利はシティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが有しています。
- (注3)「MSCI ワールド・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の主要国の株式指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI に帰属します。またMSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 3.債券と株式の実質的な運用はマザーファンドで行います。

世界の債券への投資は「世界債券マザーファンド受益証券」を、世界の株式への投資は「世界株式マザーファンド受益証券」を通じて行います(ファミリーファンド方式)。

<新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)>



<新生・世界分散ファンド(分配重視型)>



4.「世界債券マザーファンド受益証券」と「世界株式マザーファンド受益証券」への投資割合は概ね1:1を基本とします。

「新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)」、「新生・世界分散ファンド(分配重視型)」とも、「世界債券マザーファンド受益証券」と「世界株式マザーファンド受益証券」への投資割合は概ね1:1を基本とします。

各資産の投資割合が、時価の変動等によって基本となる割合から変化した場合、一定のルールにもとづいて、基本資産配分比率に戻します。

5.バンク・ジュリアス・ベア・アンド・シーオー・エルティディ(以下「ジュリアス・ベア社」といいます。) に運用の指図に関する権限を委託します。

「世界債券マザーファンド受益証券」の債券等の運用の指図に関する権限、および「世界株式 マザーファンド受益証券」の株式等の運用の指図に関する権限を、ジュリアス・ベア社に委託します。

<ジュリアス・ベア・グループの概要>

(以下、ジュリアス・ベア社、その持株会社ジュリアス・ベア・ホールディングおよび関連企業グループを総称してジュリアス・ベア・グループと称します。)

本拠はスイス連邦(チューリッヒ)で世界 30 箇所に拠点。富裕層向けプライベート・バンキングおよびアセットマネージメント業務に強みを持ちます。

1890年にジュリアス・ベア・グループの前身となるヒルシュホルン・アンド・グロブが創設され、その後ジュリアス・ベアに社名変更。1980年にスイスのプライベートバンクとして初めて株式を公開。2000年にスイスの代表的な株価指数であるスイス・マーケット・インデックス (SMI) に採用されました。2005年にヘッジファンド運用大手 GAM ホールディングなどを傘下に置きました。

ジュリアス・ベア・グループの 2008 年 12 月末現在の預かり資産の合計額は約 2,750 億スイスフラン (約 21.3 兆円)です。うち、プライベート・バンキング部門は約 1,280 億スイスフラン (約 9.9 兆円)。 (スイス・フランの円貨換算は、2009年1月末日現在の三菱東京 UFJ 銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1スイス・フラン=77.47円) によります))

6.「新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)」は元本の成長に、「新生・世界分散ファンド(分配 重視型)」は収益の分配に、重点を置いたファンドです。

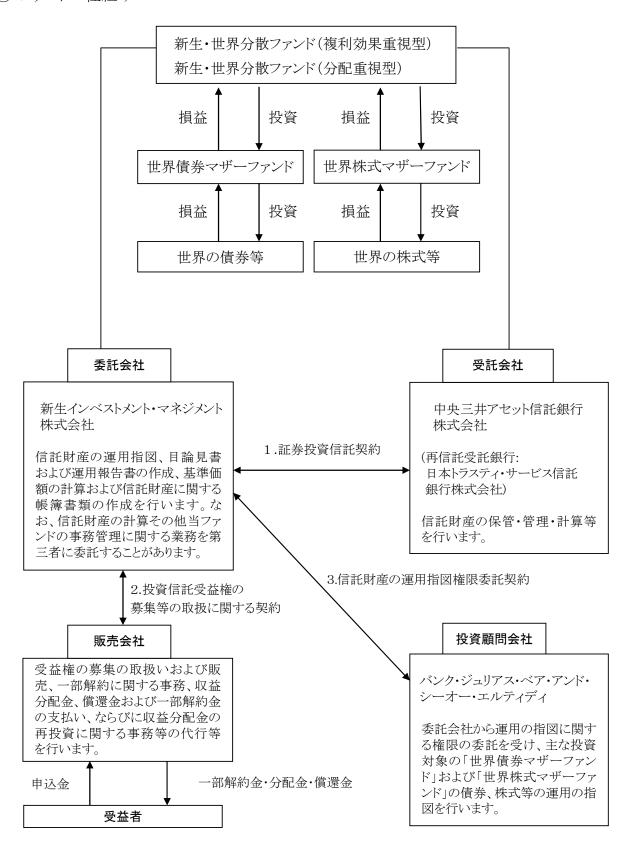
「新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)」は、原則として年1回、12月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。分配金額は分配可能額の範囲内で決定しますが、原則として、元本の成長に重点を置き、収益の分配を抑える方針です。

「新生・世界分散ファンド(分配重視型)」は、原則として年4回、3月、6月、9月、12月の20日 (休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。分配金額は分配可能額の範囲内で、基準価額の水準等を勘案しながら、原則として、極力多くする方針です。

- ●分配金額が少額の場合や基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないこともありますので、ご留意ください。
- ●ファンド間でスイッチング*はできません。
 - ※複数のファンドをグループにまとめ、その中で自由にファンドを乗換えられる仕組みがあります。このファンド間乗換えのことをスイッチングといいます。

(2)【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 契約等の概要

1) 証券投資信託契約

「証券投資信託契約」は、委託会社(新生インベストメント・マネジメント株式会社)と受託会社(中央三井アセット信託銀行株式会社)との間で結ばれ、投資運用方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。

2) 投資信託受益権の募集等の取扱に関する契約

「投資信託受益権の募集等の取扱に関する契約」は、委託会社(新生インベストメント・マネジメント株式会社)と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引き受けることを定めた契約です。

3)信託財産の運用指図権限委託契約(参考情報)

「信託財産の運用指図権限委託契約」は委託会社(新生インベストメント・マネジメント株式会社)と投資顧問会社(ジュリアス・ベア)との間で結ばれ、委託会社が投資顧問会社へ運用指図権限の一部を委託するにあたり委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間の取り決めが定められています。

③ 委託会社の概要

1)資本金

4億 9,500 万円(平成 21 年1月末日現在)

2)沿革

平成13年12月17日:新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立

平成14年 2月13日: 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録

平成15年 3月12日:「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任

契約にかかる業務の認可

平成19年 9月30日:証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代 理業のみなし登録

3)大株主の状況

(平成21年1月末日現在)

氏名または名称	住所	所有株式(株)	所有比率(%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区 内幸町二丁目1番8号	9,900	100

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ①世界債券マザーファンド受益証券、世界株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界の先進国の債券、株式等に分散投資を行います。
- ②各マザーファンド受益証券の組入比率は1:1程度を基本とします。
- ③実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④信託財産の属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、 わが国において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げる ものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げる ものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲 げるものをいいます。)並びに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらと類似の 取引を行うことができます。
- ⑤ただし、資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とし ます。

- 1. 有価証券
- 2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。)
- 3. 約束手形
- 4. 金銭債権

および、次に掲げる特定資産以外の資産

- 1. 為替手形
- ② 運用の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、中央 三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である世界債券マザー ファンドおよび世界株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以 下両者を総称する場合には「マザーファンド受益証券」といいます。)のほか、次の有価証券 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を 除きます。)に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

- 6.コマーシャル・ペーパー
- 7.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 8.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 9.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 10.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 11.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 12.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 13.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 14.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 16.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 17.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 18.外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

また、上記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3.コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 運用の指図制限等
 - 1. 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち

信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- 2. 前記1.においてマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 3. 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- 4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託 財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<参考>

親投資信託 世界債券マザーファンド

運用の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、利子等収益(インカムゲイン)を確保しつつ信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

- 2 運用方法
- (1) 投資対象

世界の先進国の債券を主要投資対象とします。

- (2) 投資態度
- ①主として世界の先進国の国債等に投資し、利子等収益(インカムゲイン)を確保しつつ信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。
- ②債券等の運用については、ジュリアス・ベアに運用の指図に関する権限を委託します。
- ③マクロ経済分析に基づき、イールドカーブの形状変化などを予想し、銘柄選択を行います。
- ④債券への投資は高位を維持することを基本とします。
- ⑤外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ①株式への投資は転換社債の転換及び新株予約権の行使により取得したものに限るものとし、 投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ③同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- ④投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産 総額の10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

<参考>

親投資信託 世界株式マザーファンド

運用の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

- 2 運用方法
- (1) 投資対象

世界の先進国の株式を主要投資対象とします。

- (2) 投資態度
- ①主として世界の先進国の株式に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。
- ②株式等の運用については、ジュリアス・ベアに運用の指図に関する権限を委託します。
- ③ジュリアス・ベア独自の評価モデルを用いて銘柄選択を行います。
- ④株式への投資は高位を維持することを基本とします。
- ⑤外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ①株式への投資割合に制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ③同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産 総額の10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(3)【運用体制】

① 新生インベストメント・マネジメント株式会社

ファンド運用に関する主な会議および組織は以下の通りです。

会 議	役 割・機 能
投資政策委員会	運用に関わる基本事項を審議し、運用が適切かつ適正に行われる体制を 整えることを目的として、原則月1回会議を開催しています。
	運用の基本方針の決定を行い、運用計画、投資ガイドライン等の検討を 行います。
リスク管理委員会	業務執行に際して生じる多様なリスクについての基本事項及び関連事項を審議、決定することを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用リスクの管理状況、投資ガイドラインの遵守状況等の確認を行います。

組織	役 割・機 能			
運用部	運用部は、運用計画書を作成し、投資政策委員会に提出して承認を受け			
(8名)	ます。			
	・当ファンドにおいては、投資環境および資金動向等により、投資対象ファ			
	ンドおよびその他資産への投資割合を総合的に判断し決定します。			
	・投資制限のチェック、運用成果の分析および評価、運用リスク分析等を			
	定期的に行います。			
トレーディング室	運用計画書の確認後、売買発注の執行等を行います。			
管理部	信託財産の管理事務のほか、運用リスクの管理、法令遵守状況の管理も			
	行います。			

※なお、コンプライアンス・オフィサーは、管理部に属します。

また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンドマネージャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱い基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

② ジュリアス・ベア社

「世界債券マザーファンド受益証券」の債券等の運用の指図に関する権限、および「世界株式マザーファンド受益証券」の株式等の運用の指図に関する権限を委託しているジュリアス・ベア社では、与えられた運用権限の中で以下のプロセスに基づいてポートフォリオを構築します。

<債券の運用プロセス>

最適戦略の策定・・・・・・・・・ 為替相場、イールドカーブ、信用スプレッドの変化などを予測 します。

銘柄評価・・・・・・ ファンダメンタル分析や質的な評価を行います。

ポートフォリオ・・・・・・・・・・・シティグループ世界国債インデックス構成国(地域)の中から、

リスクコントロールを加え、ポートフォリオを構築します。

<株式の運用プロセス>

スタイル・スクリーニング・・・・・・ バリュー/グロース、資本規模、モメンタムなどを分析して、注目

する銘柄群を選定します。

銘柄選択・・・・・・・・・・ ファンダメンタル分析を行い、独自の株価評価モデルを使っ

て、銘柄を絞り込みます。

ポートフォリオ・・・・・・・・ MSCIワールド・インデックス構成国(地域)の中から、リスクコン

トロールを加え、ポートフォリオを構築します。

※上記運用体制は平成21年1月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

毎決算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益(みなし利子・配当等収益を含む)および売買益(評価益を含む)等の範囲で、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。

②分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③留保益の運用方針

特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

④ファンドの決算日

<新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)>

原則として毎年12月20日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

<新生・世界分散ファンド(分配重視型)>

原則として毎年3月20日、6月20日、9月20日および12月20日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

⑤分配金のお支払い

収益分配金の支払いは、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。)に行います。

「一般コース」

原則として、決算日から起算して5営業日目までに収益分配金のお支払いを開始いたします。 お支払いは販売会社において行います。

「自動けいぞく投資コース」

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に再投資され、手数料はかかりません。 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

- ①株式への実質投資割合は取得時において、信託財産の純資産総額の55%以下とします。
- ②外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下と します。
- ④投資信託証券(マザーファンド受益証券を除く。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純 資産総額の 10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信 託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時に おいて信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑧委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みま す。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金 借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金 をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ⑨一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ⑩収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその 翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、組み入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

①価格変動リスク

1)株価変動リスク

当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組み入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの資産を直接株式に投資している場合にも、同様のリスクがあります。

2) 金利変動リスク

当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券を通じて公社債に投資します。公社債の価格は、一般的には金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します。価格変動は、一般的には残存期間が長い公社債の方が、短いものより大きくなります。また発行体が財政難や経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組み入れた公社債の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの資産を直接公社債に投資している場合にも、同様のリスクがあります。

②為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、実質的に組み入れた有価証券等の価格が表示通貨建では値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建の評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

③カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。

④信用リスク

当ファンドは、実質的に組み入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。

⑤その他の留意点

- 1)金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむをえない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取り消すことがありますのでご注意ください
- 2)投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当ファンドが投資するマザーファンド受益証券を他のファンドが多額に買付または一部解約した場合、マザーファンド受益証券における資産の売買等により、基準価額が大きく変動し、投資元本を割り込むことがあります。
- 4)ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。

(2)投資リスクに対する管理体制

(1)新生インベストメント・マネジメント株式会社

1) 当社の基本方針と組織

当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会のもとで一元的に管理する体制となっております。社内各部から集められたリスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられたのち、管理状況等につき改善の必要が認められた場合には、各部に指示がくだされます。投資リスクを管理する実務担当部は以下の通りです。

組織	役 割・機 能		
運用部	・基準価額の変動が、商品性と著しく乖離していないことを日々確認します。 ・運用の指図に関する権限を委託している運用会社の評価については定期 的に見直し、その結果を投資政策委員会に報告します。		
管理部	・投資ガイドラインや社内規定に基づく運用制限のモニタリングを行います。・法令及び信託約款の遵守状況をモニタリングします。		

2)コンプライアンス体制

管理部(コンプライアンス・オフィサーは、管理部に属します。)は、当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導を行います。また、コンプライアンス委員会を設置し、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

②ジュリアス・ベア社

ジュリアス・ベア社ではリスクは幾層かで管理されます。ポートフォリオ・マネジメント・チームは 日々、洗練されたポートフォリオ・マネジメント・モデルを使って事前事後にポートフォリオ・リスク をモニターします。また管理部門のヘッドに直接報告する、独立したリスク・マネジメント・チーム が、日々、投資ガイドラインに沿っているかモニターし、月次では徹底したパフォーマンスとリスク の分析を行います。なお状況によって、報告する間隔は短くなります。

※上記体制は平成21年1月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額)(税抜3.0%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
 - ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、委託 会社までお問い合わせください。
- ② 収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

(2)【換金(解約)手数料】

- ① 換金(解約)手数料 換金(解約)手数料はかかりません。
- ② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.1%の率を乗じて得た額とします。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額のことをいいます。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年 1.6485%(税抜 1.57%)の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。(括弧内は税抜です。)

信託報酬(年率)					
合計	委託会社	販売会社	受託会社		
1.6485%	0.8925%	0.6825%	0.0735%		
(1.57%)	(0.85%)	(0.65%)	(0.07%)		

③ 信託報酬の支払時期

<新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)>

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日のときは、翌営業日とします。)、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払われます。

<新生・世界分散ファンド(分配重視型)>

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払われます。

④「世界債券マザーファンド」および「世界株式マザーファンド」の投資顧問会 社が受ける報酬は、当該マザーファンドを投資対象とする証券投資信託の委託 会社が受ける報酬から支払われるものとします。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。
- ② ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託 手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、 外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ④ ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々、費用計上し、信託報酬の支弁される日に信託財産から支払われます。
- ※ その他の手数料等につきましては、監査費用を除き、運用状況等により変動 するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示 すことはできません。
- ※ 手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

受益者が支払いを受ける「収益分配金」のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに個別元本について

<普通分配金と特別分配金>

収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(元本の一部 払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際

- (1)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当りの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- (2)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当りの個別元本を下回っている場合には、 収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
- (3) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<個別元本>

各受益者の買付時の受益権の基準価額(お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。

- (1) 受益者が同一ファンドを複数回お申し込みの場合、1口当りの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、複数支店で同一ファンドをお申し込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- (2) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。
- ※税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

≪参考≫個人投資家および法人投資家の課税の取扱いについて

<個人投資家の場合>

(1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として 20% (所得税 15% および地方税5%)の源泉徴収税率が適用となります。

しかし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、その年分の普通分配金など上場株式等の配当等の金額の合計額が100万円(同一支払者からの年間支払金額が1万円以下のものは除外されます)までは、10%(所得税7%および地方税3%)の源泉徴収税率が適用され、申告不要の特例があります。ただし、上記年分の普通分配金等の金額の合計額が100万円を超える場合、その超える年分については確定申告が必要となります。この場合は、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができ、申告分離課税を選択した場合、100万円を超える部分については20%(所得税15%および地方税5%)の税率となります。

(2) 一部解約時および償還時に対する課税

一部解約時および償還時の利益(譲渡益)については、原則として20%(所得税15%および地方税5%)の課税対象(譲渡所得等)となり、申告分離課税が適用されます。ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、その年における他の上場株式等の譲渡所得等を含めた合計額のうち、500万円以下の部分については10%(所得税7%および地方税3%)の税率が適用されます。特定口座(源泉徴収口座)を利用した場合には10%の税率による源泉徴収が行われ、確定申告が不要です。しかし、特定口座(源泉徴収口座)を利用している場合でも、500万円を超える場合は確定申告が必要となり、その超える部分については20%(所得税15%および地方税5%)の税率が適用されます。また、平成21年1月1日以降は、一部解約時および償還時に発生した譲渡損益を確定申告することにより、他の上場株式等の譲渡損益および上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

なお、平成23年以降は、譲渡所得等の金額に関わらず20%(所得税15%および地方税5%)の税率が適用されます。

<法人投資家の場合>

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%(所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。)、平成21年4月1日以降は15%(所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。)の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。また、法人が受け取る譲渡益に関しては、全額が法人税の課税対象となります。

- ※ 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
- ※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

<新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)の場合>

以下は平成21年1月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

	資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比 率(%)
親投資信託	£受益証券			
	世界債券マザーファンド	日本	670,984,755	49.70
世界株式マザーファンド		日本	658,307,268	48.77
コール・ロー	ーン等、その他資産(負債控除後)		20,678,438	1.53
合計(純資	産総額)		1,349,970,461	100.00

(2)【投資資產】

①【投資有価証券の主要銘柄】

<親投資信託受益証券>

国 / 地域	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価金額(円)	評価 単価 (円)	評価金額(円)	投資 比率 (%)
日本	世界債券マザー ファンド	794,158,783	0.8895	706,477,606	0.8449	670,984,755	49.70
日本	世界株式マザー ファンド	1,609,159,785	0.4434	713,551,949	0.4091	658,307,268	48.77

種類別及び業種別投資比率

	種類	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券			
	世界債券マザーファンド		49.70
世界株式マザーファンド			48.77
合計			98.47

②【投資不動産物件】 該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成21年1月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額	頁(百万円)	1口当り純資産額(円)	
司 昇 別 問	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
設定時 (平成19年12月27日)	957		1. 0000	
第1期計算期間末日 (平成20年12月22日)	1, 435		0. 6323	
平成20年1月末日	1, 713	_	0. 9078	_
平成20年2月末日	1, 943		0. 9123	
平成20年3月末日	1, 888		0.8753	_
平成20年4月末日	2, 048	_	0. 9157	_
平成20年5月末日	2, 120	_	0. 9277	_
平成20年6月末日	2, 084		0. 9069	_
平成20年7月末日	2, 075		0. 9067	_
平成20年8月末日	2, 050		0.8958	
平成20年9月末日	1, 783		0.7920	_
平成20年10月末日	1, 468		0. 6758	
平成20年11月末日	1, 434	_	0. 6438	
平成20年12月末日	1, 434		0. 6359	_
平成21年1月末日	1, 349	_	0. 5915	

[※]純資産総額(百万円)は単位未満を切り捨てて表示しています。

②【分配の推移】

計算期間	1 口当りの分配金
第 1 期計算期間 (平成 19 年 12 月 27 日~	_
平成 20 年 12 月 22 日)	

⁽注)各計算期間中の分配金単価の合計を表示しています。

③【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期計算期間	
(平成 19 年 12 月 27 日~	△36.8
平成 20 年 12 月 22 日)	

- (注1)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配金付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。
- (注2)収益率は、小数点第2位以下を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しています。

<新生・世界分散ファンド(分配重視型)>の場合 以下は平成21年1月末日現在の運用状況です。 また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類		国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託	E受益証券			
	世界債券マザーファンド	日本	255,209,605	49.40
	世界株式マザーファンド	日本	251,625,215	48.70
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		_	9,799,952	1.90
合計(純資	産総額)		516,634,772	100.00

(2)【投資資產】

①【投資有価証券の主要銘柄】

<親投資信託受益証券>

国 / 地域	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価金額(円)	評価 単価 (円)	評価金額(円)	投資 比率 (%)
日本	世界債券マザー ファンド	302,058,948	0.8899	268,815,613	0.8449	255,209,605	49.40
日本	世界株式マザー ファンド	615,070,191	0.4433	272,701,867	0.4091	251,625,215	48.70

種類別及び業種別投資比率

種類		業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券			
	世界債券マザーファンド		49.40
世界株式マザーファンド			48.70
合計			98.10

②【投資不動産物件】 該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成21年1月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

≅	十算期間	純資産総額	頁(百万円)	1口当たり純	道資産額(円)
ī	T异别间	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
	設定時 (平成19年12月27日)	385		1. 0000	
第1特定期間	第1期計算期間末 (平成20年3月21日)	793	794	0.8610	0. 8616
	第2期計算期間末 (平成20年6月20日)	858	864	0. 9221	0. 9287
第2特定期間	第3期計算期間末 (平成20年9月22日)	732	733	0.8444	0.8460
第 2 特	第4期計算期間末 (平成20年12月22日)	549	550	0. 6253	0. 6273
平成2	0年1月末日	772	_	0. 9105	
平成2	0年2月末日	838	_	0. 9152	
平成2	0年3月末日	813	_	0.8777	_
平成2	0年4月末日	856		0.9182	_
平成2	0年5月末日	863	_	0. 9303	
平成2	0年6月末日	840		0.9030	_
平成20年7月末日		844		0.9027	
平成20年8月末日		785		0.8914	
平成20年9月末日		681	_	0.7854	
平成20年10月末日		565		0.6696	
平成20年11月末日		559		0.6387	
平成2	0年12月末日	552	_	0.6289	
平成2	1年1月末日	516		0. 5846	

⁽注)純資産総額(百万円)は単位未満を切り捨てて表示しています。また、1口当り純資産額(円・分配付)は、外税控除前の金額を記載しています。

②【分配の推移】

○ 177 HE - 1E 7			
	計算期間		
第1時字期間	第1期計算期間 (平成19年12月27日~平成20年3月21日)	0.0006円	
第1特定期間 	第2期計算期間 (平成20年3月22日~平成20年6月20日)	0.0066円	
第2特定期間	第3期計算期間 (平成20年6月21日~平成20年9月22日)	0.0016円	
粉4付足朔间 	第4期計算期間 (平成20年9月23日~平成20年12月22日)	0.0020円	

③【収益率の推移】

	計算期間		
第1特定期間	第1期計算期間 (平成19年12月27日~平成20年3月21日)	△13. 8	
另1付足朔间 	第2期計算期間 (平成20年3月22日~平成20年6月20日)	7.9	
第2特定期間	第3期計算期間 (平成20年6月21日~平成20年9月22日)	△ 8.3	
第 2付足朔间 	第4期計算期間 (平成20年9月23日~平成20年12月22日)	△25. 7	

⁽注1)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配金付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

⁽注2)収益率は、小数点第2位以下を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しています。

<ご参考>

「世界債券マザーファンド」

以下は平成21年1月末日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	286,108,800	30.89
	アメリカ	160,079,157	17.28
	カナダ	15,661,255	1.69
	ドイツ	221,661,864	23.93
	イタリア	59,128,254	6.38
	ギリシャ	30,676,103	3.31
	イギリス	48,255,906	5.21
	スウェーデン	5,108,271	0.55
	ポーランド	6,558,653	0.71
	小計	833,238,263	89.96
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	_	92,954,179	10.04
合計(純資産総額)	_	926,192,442	100.00

(2)投資資產

- ① 投資有価証券の主要銘柄
- 1)評価額上位30銘柄明細 <債券>

国/地域	銘柄名	券面総額	簿価金	金額(円)	評価。	金額(円)	利率(%)	投資 比率
		(円)	単価	金額	単価	金額	償還期限	(%)
ドイツ	3.50% BUNDESOBLIGATION	900,000	12,033	108,297,244	12,085	108,765,140	3.5 2011年10月14日	11.74
日本	第253回利付国債(10年)	65,000,000	104.05	67,633,800	104.07	67,650,700	1 6	7.30
アメリカ	4.500% US TREASURY	620,000	10,712	66,416,996	10,267	63,658,296	4.5 2015年11月15日	6.87
ドイツ	4.25% DEUTSCHLAND REP	500,000	12,673	63,368,205	12,446	62,230,234	4.25 2017年7月4日	6.72
日本	第272回利付国債(10年)	50,000,000	103.53	51,768,000	103.38	51,692,000	1.4 2015年9月20日	5.58
日本	第58回利付国債(20年)	50,000,000	104.14	52,070,000	103.35	51,677,500	1.9 2022年9月20日	5.58
日本	第234回利付国債(10年)	50,000,000	102.42	51,213,500	102.35	51,179,000	1.4 2011年9月20日	5.53
ドイツ	4.00% BUNDESREPUB	430,000	12,426	53,433,549	11,782	50,666,490	2037年1月4日	5.47
イタリア	4.25% BUONI POLIENNALI	400,000	11,760	47,043,816	11,836	47,344,194	2014年8月1日	5.11
アメリカ	4.625% US TREASURY	470,000	9,891	46,491,351	9,780	45,968,533	4.625 2011年10月31日	4.96
日本	第288回利付国債(10年)	40,000,000	105.03	42,012,800	104.31	41,726,000	2017年9月20日	4.51
アメリカ	4.750% US TREASURY	300,000	12,791	38,374,973	10,709	32,128,860	2037年2月15日	3.47
ギリシャ	6.50% HELLENIC REPUBLIC	250,000	12,592	31,481,925	12,270	30,676,103	6.5 2019年10月22日	3.31
イギリス	4.75% UK TREASURY	220,000	13,945	30,679,351	13,010	28,623,130	4.75 2030年12月7日	3.09
日本	第27回利付国債(30年)	20,000,000	110.84	22,168,600	110.91	22,183,600	2.5 2037年9月20日	2.40
アメリカ	3.625% US TREASURY	200,000	9,200	18,401,125	9,161	18,323,468	3.625 2009年10月31日	1.98
イギリス	5.00% UK TREASURY	100,000	14,129	14,129,698	14,123	14,123,339	5 2014年9月7日	1.52
イタリア	4.25% BUONI POLIENNALI	100,000	11,739	11,739,003	11,784	11,784,060	2009年11月1日	1.27
カナダ	8.00% CANADA GOV'T	80,000	11,122	8,898,382	10,896	8,717,583	2023年6月1日	0.94
カナダ	5.50% CANADA GOV'T	90,000	7,750	6,975,187	7,715	6,943,672	5.5 2010年6月1日	0.75
ポーランド	5.25% POLAND GOV'T	250,000	2,630	6,577,371	2,623	6,558,653	5.25 2017年10月25日	0.71
イギリス	5.00% UKTREASURY	40,000	13,690	5,476,370	13,773	5,509,437	5 2012年3月7日	0.59
スウェーデ ン	5.50% SWEDISH GOVT	420,000	1,226	5,151,825	1,216	5,108,271	5.5 2012年10月8日	0.55

※ 外貨建債券は円換算して表示しており、数値の合計に相違がある場合があります。

2) 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率(%)
国債証券	89.96
合計	89.96

- ②投資不動産物件 該当事項はありません。
- ③その他投資資産の主要なもの該当事項はありません。

<ご参考>

「世界株式マザーファンド」

以下は平成21年1月末日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	93,323,700	8.59
	アメリカ	511,829,402	47.09
	カナダ	30,625,295	2.82
	ドイツ	52,898,625	4.87
	イタリア	8,842,747	0.81
	フランス	39,873,352	3.67
	オランダ	19,748,985	1.82
	スペイン	29,292,145	2.69
	ルクセンブルク	6,491,630	0.60
	フィンランド	5,358,281	0.49
	イギリス	142,348,719	13.10
	スイス	58,989,452	5.43
	スウェーデン	7,130,720	0.66
	ノルウェー	16,523,164	1.52
	オーストラリア	29,164,561	2.68
	香港	12,245,772	1.13
	シンガポール	17,080,757	1.57
	小計	1,081,767,307	99.52
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	_	5,237,998	0.48
合計(純資産総額)	_	1,087,005,305	100.00

[※] 外貨建株式は円換算して表示しており、数値の合計に相違がある場合があります。

(2)投資資產

- ①投資有価証券の主要銘柄
- 1)評価額上位30銘柄明細 <株式>

				簿価金	額(円)	評価金	額(円)	投資
国/地域	銘柄名	業種	数量	単価	金額	単価	金額	比率 (%)
アメリカ	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	4,500	6,731	30,291,510	6,877	30,948,480	2.85
アメリカ	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	3,300	5,389	17,784,092	5,213	17,204,883	1.58
アメリカ	INTL BUSINESS MACHINES CORP	テクノロジー・ハードウェアおよ び機器	1,920	7,520	14,439,857	8,284	15,905,799	1.46
スイス	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	4,920	3,168	15,588,824	3,114	15,322,326	1.41
アメリカ	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ラ イフサイエンス	2,910	5,269	15,333,145	5,218	15,187,214	1.4
アメリカ	CHEVRON CORP	エネルギー	2,200	6,344	13,958,158	6,324	13,912,846	1.28
アメリカ	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	8,730	1,712	14,947,471	1,575	13,751,360	1.27
イギリス	BP PLC	エネルギー	21,710	643	13,980,529	634	13,777,778	1.27
フランス	TOTAL SA	エネルギー	3,010	4,574	13,770,221	4,558	13,722,029	1.26
スイス	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ラ イフサイエンス	1,075	12,428	13,360,744	12,418	13,349,824	1.23
アメリカ	HEWLETT-PACKARD CO	テクノロジー・ハードウェアおよ び機器	4,070	3,173	12,916,372	3,217	13,095,353	1.2
日本	トヨタ自動車	輸送用機器	4,400	2,915	12,827,111	2,925	12,870,000	1.18
アメリカ	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ラ イフサイエンス	9,380	1,551	14,548,456	1,353	12,700,482	1.17
アメリカ	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	8,000	1,593	12,746,572	1,575	12,601,476	1.16
イギリス	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A	エネルギー	5,490	2,198	12,069,962	2,278	12,507,601	1.15
アメリカ	WAL-MART STORES INC	食品•生活必需品小売り	2,900	4,991	14,475,399	4,285	12,429,002	1.14
スペイン	TELEFONICA SA	電気通信サービス	7,570	1,859	14,077,538	1,622	12,278,851	1.13
アメリカ	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	3,330	3,747	12,479,732	3,470	11,555,308	1.06
アメリカ	MCDONALD'S CORP	消費者サービス	2,200	5,401	11,883,643	5,206	11,454,161	1.05
アメリカ	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	2,920	3,978	11,617,822	3,899	11,387,715	1.05
ドイツ	E.ON AG	公益事業	3,860	3,117	12,033,738	2,943	11,362,698	1.05
イギリス	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	食品・飲料・タバコ	4,700	2,214	10,408,880	2,408	11,321,309	1.04
アメリカ	AT&T INC	電気通信サービス	5,000	2,518	12,590,730	2,212	11,063,902	1.02
アメリカ	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	2,390	4,843	11,576,585	4,627	11,060,786	1.02
スイス	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ラ イフサイエンス	3,000	4,032	12,096,940	3,664	10,992,993	1.01
オーストラ リア	BHP BILLITON LTD	素材	6,000	1,741	10,451,045	1,776	10,660,683	0.98
イギリス	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	62,616	166	10,438,463	167	10,499,877	0.97
イギリス	GLAXOSMITHKLINE PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ラ イフサイエンス	6,726	1,581	10,637,056	1,545	10,393,264	0.96
アメリカ	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	4,510	2,715	12,245,353	2,277	10,270,426	0.94
アメリカ	QUALCOMM INC	テクノロジー・ハードウェアおよ び機器	3,260	3,145	10,254,092	3,145	10,255,606	0.94

※上記業種は MSCI に基づく業種分類です。

2) 種類別及び業種別の投資比率

投資資産の種類	国内/外国	投資資産の業種別	投資比率(%)
株式	国内	化学	0.67
		医薬品	0.74
		機械	0.32
		電気機器	2.02
		輸送用機器	1.85
		情報•通信業	1.46
		銀行業	1.28
		その他金融業	0.24
	外国	エネルギー	14.21
		素材	6.50
		資本財	7.23
		商業・専門サービス	0.44
		自動車・自動車部品	0.75
		消費者サービス	1.61
		小売	1.73
		食品・生活必需品小売り	1.99
		食品・飲料・タバコ	7.75
		家庭用品・パーソナル用品	1.58
		ヘルスケア機器・サービス	3.62
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11.61
		銀行	5.06
		各種金融	1.92
		保険	3.28
		ソフトウェア・サービス	5.08
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.72
		電気通信サービス	5.24
		公益事業	4.39
		半導体・半導体製造装置	1.22
合計	_	_	99.52

[※]外貨建株式は円換算して計算しており、数値の合計に相違がある場合があります。

- ②投資不動産物件 該当事項はありません。
- ③その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

[※]上記業種は MSCI に基づく業種分類です。

6【手続等の概要】

- (1)申込(販売)手続等
- ① 取得申込手続き
 - 1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申し込みが可能です。
 - 2) 原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
 - ※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

② 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記に該当する場合は、取得のお申し込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●チューリッヒの銀行休業日

③ 申込単位

申込単位につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス http://www.shinsei-investment.com

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日)9:00~17:00(半休日となる場合は9:00~12:00)

④ コースの選択

収益分配金の受取方法によって、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2通りがあります。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

「一般コース」

お申込みの際に、販売会社に取引口座を開設のうえ、お申し込みください。

「自動けいぞく投資コース」

お申し込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の 名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがありま す。

収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資され、手数料はかかりません。

⑤ 申込価額と金額

- 1) 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- 2) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- 3)お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

⑥ 申込手数料

- 1)取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%(税抜3.0%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- 2) 収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。
- ⑦ 取得申込の受付の中止、既に受付けた取得申込の受付の取消

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申し込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得のお申し込みの受付を取り消すことができます。

(2) 換金(解約)手続等

① 換金の請求

- 1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでも換金が可能です。
- 2) 原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、 販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過 ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- ※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の 請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る 受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機 関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、換金のお申 込みの請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

② 換金請求不可日

販売会社の営業日であっても、換金請求申込日が下記に該当する場合は、換金のお申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●チューリッヒの銀行休業日

③ 換金制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

④ 換金単位

販売会社が定める単位をもって換金できます。

※販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

⑤ 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額[※](当該基準価額に 0.1%の率 を乗じて得た額)を控除した価額とします。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(基準価額に 0.1%を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰り入れられます。

⑥ 手取額

1口当たりのお手取額は、解約価額**1から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本**2を超過した額に対し10%**3)を差し引いた金額となります。

- ※1 解約価額=基準価額-信託財産留保額=基準価額-(基準価額×0.1%)
- ※2 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

※3 個人投資家の場合は、平成21年1月1日以降10%(所得税7%および地方税3%)の 軽減税率は廃止され、原則として20%(所得税15%および地方税5%)の税率が適用と なります。しかし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置と して、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行われます。

法人投資家の場合は、平成 21 年4月1日以降 7%(所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。)の税率が、15%(所得税 15%、地方税の源泉徴収はありません。) に変更されます。

- 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
- 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。 詳しくは、前記「4 手数料等及び税金、(5)課税上の取扱い 《参考》個人投資家および法人 投資家の課税の取扱いについて」をご参照ください。

⑦ 支払開始日

お手取額は、原則として解約申込みの受付日から起算して、5営業日目以降、販売会社において支払います。

- ⑧ 解約申込の受付の中止、既に受付けた解約申込の受付の取消
 - 1)委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
 - 2)解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして取り扱います。

7【管理及び運営の概要】

- (1)管理及び運営の概要
- ① 資産の評価
 - 1) 基準価額の算定
 - イ) 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
 - ロ)ファンドは便宜上、基準価額を、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。
 - 2) ファンドの主な投資対象の評価基準
 - イ) 親投資信託である「世界債券マザーファンド」および「世界株式マザーファンド」の受益証券は、基準価額計算日の基準価額で評価します。
 - ロ)国内上場株式は、原則として、基準価額計算日における金融商品取引所の最終相場(ジャスダック証券取引所については、同所が発表する基準値段)で評価します。
 - ハ)外国株式は、原則として海外の金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。
 - ニ)公社債(国内・外国)は、原則として、基準価額計算日(注)における以下のいずれかの価額で評価します。
 - (注)外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。
 - (i)日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)
 - (ii)証券会社、銀行などの提示する価額(売気配相場を除きます。)
 - (iii)価格情報会社の提供する価額
 - ※残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。
 - ホ)外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。
 - へ)予約為替は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるもの とします。
 - 3) 基準価額の算出頻度と公表
 - イ) 基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで 入手することができます。
 - ロ) 基準価額につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせくだ さい。

新生インベストメント・マネジメント株式会社 ホームページ アドレス http://www.shinsei-investment.com 電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日)9:00~17:00(半休日となる場合は9:00~12:00)

また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に下記の略称で当ファンドの基準価額が掲載されます。

新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)は、「分散複利」

新生・世界分散ファンド(分配重視型) は、「分散分配」

② 保管

該当事項はありません。

③ 信託期間

原則、無期限とします。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解除し、信託を終了させることがあります。

④ 計算期間

<新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)>

原則として、毎年12月21日から翌年12月20日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

<新生・世界分散ファンド(分配重視型)>

原則として、毎年3月21日から6月20日まで、6月21日から9月20日まで、9月21日から12月20日まで、および12月21日から翌年3月20日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

⑤ その他

- 1)信託の終了(繰上償還)
- イ) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上 償還させることができます。
 - i)各ファンドにつき、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ii)繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - iii)やむを得ない事情が発生したとき
- ロ)上記の場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。 (後述4)「書面決議」をご覧ください。)
- ハ)委託会社は、次のいずれかの場合には、後述4)「書面決議」の規定は適用せず、信託 契約を解約し繰上償還させます。
 - i)信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が 困難な場合
 - ii) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - iii)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に

引き継ぐことを命じたときは、後述4)「書面決議」の規定は適用され、書面決議で可決された場合、存続します。

- iv) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、またはその任務に違 反するなどして解任された場合、委託会社が新受託会社を選任できないとき。
- ニ)繰上償還を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) 償還金について

- イ) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。) から 受益者に支払います。
- ロ) 償還金の支払いは、販売会社において行われます。
- 3)信託約款の変更など
- イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生した ときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファン ドの併合(以下「併合」といいます。)を行うことができます。信託約款の変更または併合を 行う際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ロ)この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行います。(後述 4)「書面決議」をご覧ください。)
- ハ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述 4) 「書面決議」の規定を適用します。

4) 書面決議

- イ)繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- ロ)受益者は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- ハ)書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ニ) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ホ)繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
- へ) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、他のファンドとの併合を行うことはできません。
- ト) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行う場合には、書面決議に おいて反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって 買い取るべき旨を請求できます。

5)公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

6) 運用報告書の作成

<新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)>

委託者は、毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

<新生・世界分散ファンド(分配重視型)>

委託者は、6月および12月のファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

7) 関係法人との契約について

販売会社との「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」の有効期間は契約日より 1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段 の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

(2)受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- ① 収益分配金・償還金受領権
- ② 解約請求権
- ③ 帳簿閲覧権

第2【財務ハイライト情報】

<新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)>

- (1)下記の情報は有価証券届出書、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。
- (2)「財務諸表」については、監査法人トーマツによる監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されております。

新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)財務諸表

1【貸借対照表】

(単位:円)

第1期 (平成20年12月22日現 資産の部 流動資産 コール・ローン 28,617, 親投資信託受益証券 1,421,546,	576
資産の部流動資産コール・ローン28,617,	576
流動資産 コール・ローン 28,617,	
コール・ローン 28,617,	
20, 011,	
親投資信託受益証券 1,421,546,	100
	123
未収利息	39
流動資産合計 1,450,163,	738
資産合計 1,450,163,	738
負債の部	
流動負債	
未払解約金 243,	645
未払受託者報酬 634,	312
未払委託者報酬 13,592,	277
その他未払費用 513,	<u>372</u>
流動負債合計 14,983,	606
負債合計 14,983,	606
純資産の部	
元本等	
元本 2,269,656,	664
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (\triangle) \triangle 834,476,	532
純資産合計 1,435,180,	132
負債純資産合計 1,450,163,	738

2 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	(<u></u> 单位:円 <i>)</i> _
	第1期
	(自平成 19 年 12 月 27 日 (設定日)
	至平成 20 年 12 月 22 日)
営業収益	
受取利息	54, 909
有価証券売買等損益	△699, 244 , 181
営業収益合計	△699, 189, 272
営業費用	
受託者報酬	1, 306, 850
委託者報酬	28, 003, 880
その他費用	1, 035, 348
営業費用合計	30, 346, 078
営業利益又は営業損失 (△)	△729, 535, 350
経常利益又は経常損失 (△)	△729, 535, 350
当期純利益又は当期純損失(△)	△729, 535, 350
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は	
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△38, 779, 806
剰余金増加額又は欠損金減少額	9, 699, 360
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損	
金減少額	9, 699, 360
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損	
金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	153, 420, 348
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損	
金増加額	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損	
金増加額	153, 420, 348
分配金	_
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△834, 476, 532

<注記表>

(財務諸表作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

	第1期
項目	(自平成 19 年 12 月 27 日 (設定日)
	至平成 20 年 12 月 22 日)
1. 有価証券の評価基準	親投資信託受益証券
及び評価方法	移動平均法に基づき、時価で評価して
	おります。時価評価にあたっては、計算
	期間末日における親投資信託受益証券の
	基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成の	ファンドの計算期間
ための基本となる重要	当ファンドの計算期間は原則として、
な事項	毎年 12 月 21 日から翌年 12 月 20 日まで
	としておりますが、第1期計算期間は期
	首が設定日のため、又当計算期間末日及
	びその翌日が休業日のため、平成 19 年
	12月27日から平成20年12月22日まで
	となっております。

<新生・世界分散ファンド(分配重視型)>

- (1)下記の情報は有価証券届出書、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。
- (2)「財務諸表」については、監査法人トーマツによる監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されております。

新生・世界分散ファンド(分配重視型)

1【貸借対照表】

(単位:円)

		(井 11)
	第1特定期間	第2特定期間
	(平成 20 年 6 月 20 日現在)	(平成 20 年 12 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10, 711, 567	8, 017, 133
親投資信託受益証券	857, 957, 332	545, 554, 528
未収利息	108	10
流動資産合計	868, 669, 007	553, 571, 671
資産合計	868, 669, 007	553, 571, 671
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5, 999, 460	1, 755, 395
未払受託者報酬	155, 749	106, 324
未払委託者報酬	3, 337, 350	2, 278, 412
その他未払費用	260, 988	260, 988
流動負債合計	9, 753, 547	4, 401, 119
負債合計	9, 753, 547	4, 401, 119
純資産の部		
元本等		
元本	931, 512, 795	878, 232, 599
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	\triangle 72, 597, 335	$\triangle 329,062,047$
純資産合計	858, 915, 460	549, 170, 552
負債純資産合計	868, 669, 007	553, 571, 671

2 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

T	,	(単位:円)
	第1特定期間	第2特定期間
	(自平成 19 年 12 月 27 日 (設定日)	(自平成 20 年 6月 21 日
	至平成 20 年 6月 20 日)	至平成 20年 12月 22日)
営業収益		
受取利息	5, 854	14, 985
有価証券売買等損益	△23, 350, 234	$\triangle 248, 402, 804$
営業収益合計	△23, 344, 380	△248, 387, 819
営業費用		
受託者報酬	275, 551	257, 372
委託者報酬	5, 904, 527	5, 515, 007
その他費用	504, 768	530, 580
営業費用合計	6, 684, 846	6, 302, 959
営業利益又は営業損失(△)	△30, 029, 226	△254, 690, 778
経常利益又は経常損失 (△)	△30, 029, 226	$\triangle 254,690,778$
当期純利益又は当期純損失(△)	△30, 029, 226	△254, 690, 778
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は		
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	594, 629	$\triangle 12,699,153$
期首剰余金又は期首欠損金(△)	_	\triangle 72, 597, 335
剰余金増加額又は欠損金減少額	2, 346, 735	15, 261, 183
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損		
金減少額	2, 346, 735	15, 261, 183
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損		
金減少額	-	_
剰余金減少額又は欠損金増加額	37, 767, 707	26, 591, 215
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損		
金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損		
金増加額	37, 767, 707	26, 591, 215
分配金	6, 552, 508	3, 143, 055
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△72, 597, 335	△329, 062, 047

<注記表>

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第1特定期間	第2特定期間
項目	(自平成 19 年 12 月 27 日 (設定日)	(自平成 20 年 6月 21 日
	至平成 20 年 6月 20 日)	至平成 20 年 12 月 22 日)
1. 有価証券の評価基準	親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
及び評価方法	移動平均法に基づき、時価で評価	同左
	しております。時価評価にあたって	
	は、計算期間末日における親投資信	
	託受益証券の基準価額に基づいて評	
	価しております。	
2. その他財務諸表作成の	ファンドの計算期間	ファンドの計算期間
ための基本となる重要	当ファンドの計算期間は原則と	当ファンドの計算期間は原則とし
な事項	して、毎年3月21日から6月20日	て、毎年3月21日から6月20日ま
	まで、6月21日から9月20日まで、	で、6月21日から9月20日まで、
	9月21日から12月20日まで、お	9月21日から12月20日まで、およ
	よび 12 月 21 日から翌年 3 月 20 日	び12月21日から翌年3月20日まで
	までとし、又特定期間は原則とし	とし、又特定期間は原則として、毎
	て、毎年 12月 21日から翌年 6月 20	年12月21日から翌年6月20日まで
	日まで及び6月21日から12月20	及び6月21日から12月20日までと
	日までとしておりますが、第1特定	しておりますが、第2特定期間は当
	期間は期首が設定日のため平成 19	特定期間末日及びその翌日が休業日
	年 12 月 27 日から平成 20 年 6 月 20	のため、平成20年6月21日から平
	日までとなっております。	成20年12月22日までとなっており
		ます。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

- ① 譲渡制限はありません。
- ② 受益権の譲渡
- 1)受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- 2) 上記1) の申請のある場合には、上記1) の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記1) の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。) に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- 3)上記1)の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- 2 換金(解約)手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
- (1) 資産の評価
- (2) 保管
- (3) 信託期間
- (4) 計算期間
- (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

新生・世界分散ファンド (複利効果重視型)

追加型株式投資信託 / バランス型/ 自動けいぞく投資可能

信 託 約 款

新生インベストメント・マネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、実質的に、世界の債券と株式に分散投資し、利子等収益(インカムゲイン)を確保しつつ、株式によるものを中心とした売買益等(キャピタルゲイン)とあわせ、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界株式マザーファンドおよび世界債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下両者を総称する場合には「マザーファンド受益証券」といいます。)を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①世界債券マザーファンド受益証券、世界株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界の先進国の債券、株式等に分散投資を行います。
- ②各マザーファンド受益証券の組入比率は1:1 程度を基本とします。
- ③実質組入外貨建資産について、原則として為 替ヘッジを行いません。
- ④信託財産の属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、 わが国において行われる有価証券先物取引 (金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)並びに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらと類似の取引を行うことができます。
- ⑤ただし、資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ①株式への実質投資割合は取得時において、信 託財産の純資産総額の55%以下とします。
- ②外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時

- において信託財産の純資産総額の 10%以下と します。
- ④投資信託証券(マザーファンド受益証券を除く。)への実質投資割合は、信託財産の純資産 総額の5%以下とします。
- ⑤新株引受権証券および新株予約権証券への実 質投資割合は、取得時において信託財産の純 資産総額の10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権 証券への実質投資割合は、取得時において信 託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株 予約権付社債への実質投資割合は、取得時に おいて信託財産の純資産総額の10%以下とし ます。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配 を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を 含めた利子・配当等収益(みなし利子・配当等 収益を含む)および売買益(評価益を含む)等 の範囲で、委託者が基準価額水準、市場動向 等を勘案して決定します。
- ②委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、 委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運 用を行います。

新生・世界分散ファンド(複利効果重視型) 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108 号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を限度として受益者 のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。 ② 委託者は、受託者と合意の上、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から 第46条第8項、第48条第1項、第49条第1項、第50 条第1項もしくは第52条第2項の規定による信託 終了の日または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの 勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲 げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投 資法人に関する法律第2条第8項で定める公募に より行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億口を限度として均等に分割します。また、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、同法の定めるところに従い受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法) 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営 業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権 の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の 振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、 株式等の振替に関する法律」となった場合は読み 替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法 律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、 記名式受益証券から無記名式受益証券への変更 の請求、受益証券の再発行の請求を行わないも のとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、

販売会社が定める申込単位を持って当該受益権 の取得申込みに応じることができるものとします。 また、別に定める「自動けいぞく投資約款」に従っ て契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結 んだ取得申込者の取得申込みの場合は、1口単 位を持って当該受益権の取得申込みに応じること ができるものとします。

- ② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額は、販売会社がそれぞれ 独自に定めるものとします。
- ④ 第1項の規定にかかわらず、当該各項における取得申込日がチューリッヒの銀行休業日と同日の場合には、原則として 受益権の取得申込の受け付けは行いません。
- ⑤ 第2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引 所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融 商品取引所および金融商品取引法第2条第8項 第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいま す。以下同じ。)等における取引の停止、外国為 替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得 ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得 申込の受付けを中止することおよび既に受付けた 取得申込の受付けを取消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録) 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡す る場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に 係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、 当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替 口座簿への記載または記録によらなければ、委 託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産 の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資 信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で 定めるものをいいます。以下同じ。)
- (イ)有価証券
- (ロ)デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引 法第2条第20項に規定するものをいい、第22条 および第23条に定めるものに限ります。)
- (ハ)約束手形
- (二)金銭債権
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- (イ) 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託

者として締結された親投資信託である世界株式 マザーファンドおよび世界債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下両者を総称する場合には「マザーファンド受益証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. コマーシャル・ペーパー
- 7. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券 の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)およ び新株予約権証券
- 8.外国または外国の者の発行する証券または証 書で、前各号の証券または証書の性質を有する もの
- 9.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 10.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 11.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 12.オプションを表示する証券または証書(金融商 品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい い、有価証券に係るものに限ります。)
- 13.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20 号で定めるものをいいます。)
- 14.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に限ります。)
- 16.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16 号で定めるものをいいます。)
- 17.貸付債権信託受益権であって金融商品取引 法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信 託の受益証券に表示されるべきもの
- 18.外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書ならびに第8号お

よび第13号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

1.預金

2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3.コール・ローン

- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法 第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を 有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額

の割合を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じる ことがないものであり、かつ信託業法、投資信託 及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に 反しない場合には、委託者の指図により、信託財 産と、受託者(第三者との間において信託財産の ためにする取引その他の行為であって、受託者 が当該第三者の代理人となって行うものを含みま す。)および受託者の利害関係人(金融機関の信 託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準 用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利 害関係人をいいます。以下本項、次項および第 30条において同じ。)、第30条第1項に定める信 託業務の委託先およびその利害関係人または受 託者における他の信託財産との間で、前2条に定 める資産への投資等ならびに第19条、第21条か ら第23条、第25条から第27条、第29条および第33 条から第35条に掲げる取引その他これらに類す る行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第5項および同条第6項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第21条から第23条、第25条から第27条、第29条および第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指

図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等の投資制限)

第20条 委託者は、取得時において信託財産に 属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額の うち信託財産に属するとみなした額との合計額が、 信託財産の純資産総額の100分の10を超えること となる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前2項においてマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に 資するため、信用取引により株券を売り付けること の指図をすることができます。なお、当該売り付け の決済については、株券の引き渡しまたは買い 戻しにより行うことの指図をすることができるものと します。

② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る

建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図するものとします。
- ④ 第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所に おける有価証券先物取引(金融商品取引法第28 条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有 価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条 第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および 有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条 第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならび に外国の金融商品取引所におけるこれらの取引 と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をする ことができます。なお、選択権取引は、オプション 取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。 ②委託者は、わが国の金融商品取引所における 通貨に係る先物取引およびオプション取引ならび に外国の市場における通貨に係る先物取引およ びオプション取引を行うことの指図をすることがで きます。

③委託者は、わが国の金融商品取引所における 金利に係る先物取引およびオプション取引ならび に外国の市場におけるこれらの取引と類似の取 引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについ

てはこの限りではありません。

- ③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手 方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の 提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保 の提供あるいは受入れの指図を行うものとしま す。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第24条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に 資するため、信託財産に属する株式および公社 債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすること ができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式 の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時 価合計額の50%を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公 社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有す る公社債の額面金額の合計額の50%を超えない ものとします。
- ②信託財産の一部解約の事由により、前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図及び範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に 資するため、信託財産において有しない公社債 又は第27条の規定により借入れた公社債を売付 けることの指図をすることができます。なお、当該 売付けの決済については、売付けた公社債の引 渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることが できるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の 売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純 資産総額を超えることとなった場合には、委託会 社は速やかに、その超える額に相当する売付け の一部を決済するための指図をするものとしま す

(公社債の借入れの指図及び範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に 資するため、公社債の借入れの指図をすることが できます。なお、当該公社債の借入れを行うにあ たり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の 提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限) 第28条 外貨建有価証券への投資については、 わが国の国際収支上の理由等により特に必要と 認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲) 第29条 委託会社は、信託財産の効率的な運用 に資するため、外国為替の売買の予約取引の指 図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る 為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差 額につき円換算した額が、信託財産の純資産総 額を超えないものとします。ただし、信託財産に 属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に 属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみな した額(信託財産に属するマザーファンド受益証 券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純 資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合 を乗じて得た額をいいます。)を含みます。)の為 替変動リスクを回避するためにする当該予約取引 の指図については、この限りではありません。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固 有財産その他の財産とを区分する等の管理を 行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に 掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認 める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委 託することができるものとします。
- 1. 信託財産の保存に係る業務
- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者(委託者より運用の指図権限を委託された者を含みます。)のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のため

に必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵客託)

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等) 第32条 信託の登記または登録をすることができ る信託財産については、信託の登記または登録 をすることとします。ただし、受託者が認める場合 は、信託の登記または登録を留保することがあり ます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上 区別することができる方法によるほか、その計算 を明らかにする方法により分別して管理すること があります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図) 第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求 および信託財産に属する有価証券の売却等の指 図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式

の精算分配金、有価証券等に係る利子等、株式 配当金およびその他の収入金を再投資すること の指図ができます。

(資金の借入れ)

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
- 1.一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の合計額の範囲内
- 2.再投資に係る収益分配金の支払資金の手当て にあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内 3.借入れ指図を行う日における信託財産の純資 産総額の10%以内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当 てのための借入期間は、信託財産から収益分配 金が支弁される日からその翌営業日までとしま す。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、 借替、転換、新株発行または株式割り当てがある

- 場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の精算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、原則として毎年 12月21日から翌年12月20日までとします。ただし、 第1計算期間は信託契約締結日から平成20年12 月22日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類又は電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧又は謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息 (以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、第38条に規定する計算期間を通じて日々計上され、第41条第2項に規定する信託報酬の支弁される日に信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の157の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日のときは、翌営業日とします。)、毎計算期末ならびに当該投資信託の信託契約終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する 金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支 弁します。

(収益の分配)

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額は、諸経費、信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、

マザーファンド受益証券の信託財産に係る配当 等収益の額にマザーファンド受益証券の信託財 産の純資産総額に占める信託財産に属するマザ ーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じた 額をいいます。

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い 込みに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については第44 条第1項に規定する支払開始日までに、償還金 (信託終了時における信託財産の純資産総額を 受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。) については第44条第3項に規定する支払開始日 までに、一部解約金(第46条第5項の一部解約の 価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいい ます。以下同じ。)については第44条第4項に規 定する支払日までに、その全額を委託者の指定 する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第44条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月 以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の 末日において振替機関等の振替口座簿に記載ま たは記録されている受益者(当該収益分配金にか かる計算期間の末日以前において一部解約が行 われた受益権にかかる受益者を除きます。また、 当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に 設定された受益権で取得申込代金支払前のため 販売会社の名義で記載または記録されている受 益権については原則として取得申込者としま す。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者

の指定する日から、信託終了日において振替機 関等の振替口座簿に記載または記録されている 受益者(信託終了日以前において一部解約が行 われた受益権にかかる受益者を除きます。また、 当該信託終了日以前に設定された受益権で取得 申込代金支払前のため販売会社の名義で記載ま たは記録されている受益権については原則として 取得申込者とします。)に支払います。なお、当該 受益者は、その口座が開設されている振替機関 等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引 き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数 の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にし たがい当該振替機関等の口座において当該口数 の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第46条第1項の受益者の請求 を受付けた日から起算して、原則として、5営業日 目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および 一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等に おいて行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る 収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の 受益権の価額等に応じて計算されるものとしま す。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第45条 受益者が、収益分配金については第44 条第1項に規定する支払開始日から5年間その支 払いを請求しないとき、ならびに信託終了による 償還金については第44条第3項に規定する支払 開始日から10年間その支払いを請求しないときは、 その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭 は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に1口単位、あるいは、販売会社が定める 単位をもって一部解約の実行を請求することがで きます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行を請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行を請求する日がチューリッヒの銀行休業日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行いません。
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止 その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の請求の受付けを取消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第5項の規定に準じて算出した価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、第48条の規定にしたがってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い) 第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記 載または記録されている受益権にかかる収益分 配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、 一部解約金および償還金の支払い等については、 この約款によるほか、民法その他の法令等にした がって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による 決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。 この場合において、あらかじめ、書面決議の日な らびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、 当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に 係る知られたる受益者に対し、書面をもってこれら の事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知られたる受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。④ 第2項の書面決議は議決権を行使することが
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託 契約の解約について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託契約に係るすべての 受益者が書面または電磁的記録により同意の意 思表示をしたときには適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令) 第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の 解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い) 第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受け たとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第4項の規定による決議の効力が発生しない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い) 第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡 することがあり、これに伴い、この信託契約に関す る事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行

います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款に係る知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知られたる受益者が議決権を行使しないときは、当該知られたる受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第48条第2項または前条第2項に規定する書面に付記します。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限) 第55条 この信託の受益者は、委託者または受託 者に対して、次に掲げる事項の開示の請求を行う ことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 この約款において「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年12月27日

委託者

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号 新生インベストメント・マネジメント株式会社

受託者

東京都港区芝三丁目23番1号 中央三井アセット信託銀行株式会社

新生・世界分散ファンド (分配重視型)

追加型株式投資信託 / バランス型/ 自動けいぞく投資可能

信 託 約 款

新生インベストメント・マネジメント株式会社

運 用 の 基 本 方 針 約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次 のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、実質的に、世界の債券と株式に 分散投資し、利子等収益(インカムゲイン)を確保 しつつ、株式によるものを中心とした売買益等(キャピタルゲイン)とあわせ、信託財産の中長期的な 成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界株式マザーファンドおよび世界債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下両者を総称する場合には「マザーファンド受益証券」といいます。)を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①世界債券マザーファンド受益証券、世界株式マ ザーファンド受益証券への投資を通じて、主と して世界の先進国の債券、株式等に分散投資 を行います。
- ②各マザーファンド受益証券の組入比率は1:1程 度を基本とします。
- ③実質組入外貨建資産について、原則として為 替へッジを行いません。
- ④信託財産の属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、 わが国において行われる有価証券先物取引 (金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引 引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)並びに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらと類似の取引を行うことができます。
- ⑤ただし、資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ①株式への実質投資割合は取得時において、信 託財産の純資産総額の55%以下とします。
- ②外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時 において信託財産の純資産総額の10%以下と します。

- ④投資信託証券(マザーファンド受益証券を除く。)への実質投資割合は、信託財産の純資産 総額の5%以下とします。
- ⑤新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権 証券への実質投資割合は、取得時において信 託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株 予約権付社債への実質投資割合は、取得時に おいて信託財産の純資産総額の10%以下とし ます。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配 を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を 含めた利子・配当等収益(みなし利子・配当等 収益を含む)および売買益(評価益を含む)等 の範囲で、委託者が基準価額水準、市場動向 等を勘案して決定します。
- ②委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、 委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運 用を行います。

新生・世界分散ファンド(分配重視型)約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108 号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を限度として受益者 のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこ れを引受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。 ② 委託者は、受託者と合意の上、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から 第46条第8項、第48条第1項、第49条第1項、第50 条第1項もしくは第52条第2項の規定による信託 終了の日または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの 勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲 げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投 資法人に関する法律第2条第8項で定める公募に より行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億口を限度として均等に分割します。また、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、同法の定めるところに従い受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法) 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営 業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権 の口数を乗じた額とします。

- ②この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異に することにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の 振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、 株式等の振替に関する法律」となった場合は読み 替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法 律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、 記名式受益証券から無記名式受益証券への変更 の請求、受益証券の再発行の請求を行わないも のとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、

販売会社が定める申込単位を持って当該受益権 の取得申込みに応じることができるものとします。 また、別に定める「自動けいぞく投資約款」に従っ て契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結 んだ取得申込者の取得申込みの場合は、1口単 位を持って当該受益権の取得申込みに応じること ができるものとします。

- ② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額は、販売会社がそれぞれ 独自に定めるものとします。
- ④ 第1項の規定にかかわらず、当該各項における取得申込日がチューリッヒの銀行休業日と同日の場合には、原則として 受益権の取得申込の受け付けは行いません。
- ⑤ 第2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込の受付けを取消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録) 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡す る場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に 係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、 当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関 等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等 が異なる場合等において、委託者が必要と認める ときまたはやむをえない事情があると判断したとき は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替 口座簿への記載または記録によらなければ、委 託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産 の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資 信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で 定めるものをいいます。以下同じ。)
- (イ)有価証券
- (ロ)デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引 法第2条第20項に規定するものをいい、第22条 および第23条に定めるものに限ります。)
- (ハ)約束手形
- (二)金銭債権
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- (イ) 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託

者として締結された親投資信託である世界株式 マザーファンドおよび世界債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下両者を総称する場合には「マザーファンド受益証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. コマーシャル・ペーパー
- 7. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券 の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)およ び新株予約権証券
- 8.外国または外国の者の発行する証券または証 書で、前各号の証券または証書の性質を有する もの
- 9.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 10.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 11.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 12.オプションを表示する証券または証書(金融商 品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい い、有価証券に係るものに限ります。)
- 13.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20 号で定めるものをいいます。)
- 14.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に限ります。)
- 16.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16 号で定めるものをいいます。)
- 17.貸付債権信託受益権であって金融商品取引 法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信 託の受益証券に表示されるべきもの
- 18.外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書ならびに第8号お

よび第13号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

1.預金

2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第 14号に規定する受益証券発行信託を除きま す。)

3.コール・ローン

- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法 第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を 有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券 の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する 投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属す るとみなした額との合計額が信託財産の純資産総 額の100分の5を超えることとなる投資の指図をし ません。
- ⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財

産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額 の割合を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じる ことがないものであり、かつ信託業法、投資信託 及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に 反しない場合には、委託者の指図により、信託財 産と、受託者(第三者との間において信託財産の ためにする取引その他の行為であって、受託者 が当該第三者の代理人となって行うものを含みま す。)および受託者の利害関係人(金融機関の信 託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準 用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利 害関係人をいいます。以下本項、次項および第 30条において同じ。)、第30条第1項に定める信 託業務の委託先およびその利害関係人または受 託者における他の信託財産との間で、前2条に定 める資産への投資等ならびに第19条、第21条か ら第23条、第25条から第27条、第29条および第33 条から第35条に掲げる取引その他これらに類す る行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者として の権限に基づいて信託事務の処理として行うこと ができる取引その他の行為について、受託者また は受託者の利害関係人の計算で行うことができる ものとします。なお、受託者の利害関係人が当該 利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第5項および同条第6項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第21条から第23条、第25条から第27条、第29条および第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができ
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、

別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等の投資制限)

第20条 委託者は、取得時において信託財産に 属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額の うち信託財産に属するとみなした額との合計額が、 信託財産の純資産総額の100分の10を超えること となる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前2項においてマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に 資するため、信用取引により株券を売り付けること の指図をすることができます。なお、当該売り付け の決済については、株券の引き渡しまたは買い 戻しにより行うことの指図をすることができるものと します。

② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る

建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図するものとします。 ④第2項において信託財産に属するとみなした額
- ④第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所に おける有価証券先物取引(金融商品取引法第28 条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有 価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条 第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および 有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条 第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならび に外国の金融商品取引所におけるこれらの取引 と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をする ことができます。なお、選択権取引は、オプション 取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。 ②委託者は、わが国の金融商品取引所における 通貨に係る先物取引およびオプション取引ならび に外国の市場における通貨に係る先物取引およ びオプション取引を行うことの指図をすることがで きます。

③委託者は、わが国の金融商品取引所における 金利に係る先物取引およびオプション取引ならび に外国の市場におけるこれらの取引と類似の取 引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについ

てはこの限りではありません。

- ③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手 方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の 提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保 の提供あるいは受入れの指図を行うものとしま す。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第24条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に 資するため、信託財産に属する株式および公社 債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすること ができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式 の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時 価合計額の50%を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公 社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有す る公社債の額面金額の合計額の50%を超えない ものとします。
- ②信託財産の一部解約の事由により、前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図及び範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に 資するため、信託財産において有しない公社債 又は第27条の規定により借入れた公社債を売付 けることの指図をすることができます。なお、当該 売付けの決済については、売付けた公社債の引 渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることが できるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の 売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純 資産総額を超えることとなった場合には、委託会 社は速やかに、その超える額に相当する売付け の一部を決済するための指図をするものとしま す

(公社債の借入れの指図及び範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に 資するため、公社債の借入れの指図をすることが できます。なお、当該公社債の借入れを行うにあ たり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の 提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限) 第28条 外貨建有価証券への投資については、 わが国の国際収支上の理由等により特に必要と 認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲) 第29条 委託会社は、信託財産の効率的な運用 に資するため、外国為替の売買の予約取引の指 図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る 為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固 有財産その他の財産とを区分する等の管理を 行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に 掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認 める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委 託することができるものとします。
- 1. 信託財産の保存に係る業務
- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者(委託者より運用の指図権限を委託された者を含みます。)のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のため

に必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28 条第1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等) 第32条 信託の登記または登録をすることができ る信託財産については、信託の登記または登録 をすることとします。ただし、受託者が認める場合 は、信託の登記または登録を留保することがあり ます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上 区別することができる方法によるほか、その計算 を明らかにする方法により分別して管理すること があります。
- (一部解約の請求および有価証券の売却等の指図) 第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求 および信託財産に属する有価証券の売却等の指 図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式

の精算分配金、有価証券等に係る利子等、株式 配当金およびその他の収入金を再投資すること の指図ができます。

(資金の借入れ)

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行ないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
- 1.一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の合計額の範囲内
- 2.再投資に係る収益分配金の支払資金の手当て にあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内 3.借入れ指図を行う日における信託財産の純資 産総額の10%以内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当 てのための借入期間は、信託財産から収益分配 金が支弁される日からその翌営業日までとしま す。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割り当てがある

- 場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の精算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、原則として毎年 3月21日から6月20日まで、6月21日から9月20日 まで、9月21日から12月20日までおよび12月21日 から翌年3月20日までとします。ただし、第1計算 期間は信託契約締結日から平成20年3月21日ま でとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類又は電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧又は謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替

金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益 者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、第38条に規定する計算期間を通じて日々計上され、第41条第2項に規定する信託報酬の支弁される日に信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の157の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末ならびに当該 投資信託の信託契約終了のとき信託財産中から 支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分 は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する 金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支 弁します。

(収益の分配)

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額は、諸経費、信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、

マザーファンド受益証券の信託財産に係る配当 等収益の額にマザーファンド受益証券の信託財 産の純資産総額に占める信託財産に属するマザ ーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じた 額をいいます。

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い 込みに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については第44 条第1項に規定する支払開始日までに、償還金 (信託終了時における信託財産の純資産総額を 受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。) については第44条第3項に規定する支払開始日 までに、一部解約金(第46条第5項の一部解約の 価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいい ます。以下同じ。)については第44条第4項に規 定する支払日までに、その全額を委託者の指定 する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第44条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月 以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の 末日において振替機関等の振替口座簿に記載ま たは記録されている受益者(当該収益分配金にか かる計算期間の末日以前において一部解約が行 われた受益権にかかる受益者を除きます。また、 当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に 設定された受益権で取得申込代金支払前のため 販売会社の名義で記載または記録されている受 益権については原則として取得申込者としま す。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者

の指定する日から、信託終了日において振替機 関等の振替口座簿に記載または記録されている 受益者(信託終了日以前において一部解約が行 なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、 当該信託終了日以前に設定された受益権で取得 申込代金支払前のため販売会社の名義で記載ま たは記録されている受益権については原則として 取得申込者とします。)に支払います。なお、当該 受益者は、その口座が開設されている振替機関 等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引 き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数 の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にし たがい当該振替機関等の口座において当該口数 の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第46条第1項の受益者の請求 を受付けた日から起算して、原則として、5営業日 目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および 一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等に おいて行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る 収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の 受益権の価額等に応じて計算されるものとしま す。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第45条 受益者が、収益分配金については第44 条第1項に規定する支払開始日から5年間その支 払いを請求しないとき、ならびに信託終了による 償還金については第44条第3項に規定する支払 開始日から10年間その支払いを請求しないときは、 その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭 は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に1口単位、あるいは、販売会社が定める 単位をもって一部解約の実行を請求することがで きます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行を請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行を請求する日がチューリッヒの銀行休業日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行いません。
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止 その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の請求の受付けを取消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第5項の規定に準じて算出した価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、第48条の規定にしたがってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い) 第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記 載または記録されている受益権にかかる収益分 配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、 一部解約金および償還金の支払い等については、 この約款によるほか、民法その他の法令等にした がって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による 決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。 この場合において、あらかじめ、書面決議の日な らびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、 当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に 係る知られたる受益者に対し、書面をもってこれら の事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知られたる受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。④ 第2項の書面決議は議決権を行使することが
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託 契約の解約について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託契約に係るすべての 受益者が書面または電磁的記録により同意の意 思表示をしたときには適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令) 第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の 解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い) 第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受け たとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第4項の規定による決議の効力が発生しない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い) 第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡 することがあり、これに伴い、この信託契約に関す る事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行

います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款に係る知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知られたる受益者が議決権を行使しないときは、当該知られたる受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第48条第2項または前条第2項に規定する書面に付記します。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限) 第55条 この信託の受益者は、委託者または受託 者に対して、次に掲げる事項の開示の請求を行う ことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 この約款において「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年12月27日

委託者

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号 新生インベストメント・マネジメント株式会社

受託者

東京都港区芝三丁目23番1号 中央三井アセット信託銀行株式会社

親投資信託 世界債券マザーファンド

信 託 約 款

新生インベストメント・マネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第15条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1 基本方針

この投資信託は、利子等収益(インカムゲイン)を確保しつつ信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

世界の先進国の債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主として世界の先進国の国債等に投資し、利子 等収益(インカムゲイン)を確保しつつ信託財産 の成長をめざして積極的な運用を行います。
- ②債券等の運用については、バンク・ジュリアス・ベア・アンド・シーオー・エルティディ(以下、「ジュリアス・ベア」という)に運用の指図に関する権限を委託します。
- ③マクロ経済分析に基づき、イールドカーブの形 状変化などを予想し、銘柄選択を行います。
- ④債券への投資は高位を維持することを基本とします。
- ⑤外貨建て資産について、原則として為替ヘッジ を行いません。
- ⑥資金動向や市場動向等の事情によって、上記 のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ①株式への投資は転換社債の転換及び新株予 約権の行使により取得したものに限るものとし、 投資割合は、取得時において信託財産の純資 産総額の10%以下とします。
- ②外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ③同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④投資信託証券への投資割合は、信託財産の純 資産総額の5%以下とします。
- ⑤新株引受権証券および新株予約権証券への投 資割合は、取得時において信託財産の純資産 総額10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権 証券への投資割合は、取得時において信託財

産の純資産総額の5%以下とします。

⑦同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株 予約権付社債への投資割合は、取得時におい て信託財産の純資産総額の10%以下としま す。 親投資信託 世界債券マザーファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託 の受託者に取得させることを目的とする証券投資 信託であり、新生インベストメント・マネジメント株 式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行 株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号) (以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を限度として受益者 のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。 ② 委託者は、受託者と合意の上、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から 第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項もしく は第48条第2項の規定による信託終了の日また は信託契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益証券(第10条第4項 の受益証券不所持の申出があった場合は受益権 とします。以下、第6条および第50条において同 じ。)の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資 信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする新生インベストメント・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とし、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家に限るものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億口を限度として均等に分割します。また、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行う前の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券 不所持の申出)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、 遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発 行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録しま す
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録を したときは、第5項前段の受益権に係る受益証券 を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いっても、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証) 第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益 証券を発行するときは、その発行する受益証券が この信託約款に適合する旨の受託者の認証を受 けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその 旨を受益証券に記載し、記名捺印することによっ て行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資 信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で 定めるものをいいます。以下同じ。)
- (イ)有価証券
- (ロ)デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引 法第2条第20項に規定するものをいい、約款第 20条および第21条に定めるものに限ります。)
- (ハ)約束手形
- (二) 金銭債権
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- (イ)為替手形

(運用の指図範囲)

第13条 委託者(第16条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けたものを含みます。以下、約款第15条、第17条、第19条から第21条、第23条から第25条、第27条および第31条から第32条までに付いて同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 国債証券
- 2. 地方債証券
- 3. 特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 5.転換社債の転換及び新株予約権の行使により取得したもの。
- 6. コマーシャル・ペーパー
- 7. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券 の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)およ び新株予約権証券
- 8.外国または外国の者の発行する証券または証 書で、前各号の証券または証書の性質を有する もの
- 9.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 10.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 11.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法 第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 12.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい

- い、有価証券に係るものに限ります。)
- 13.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20 号で定めるものをいいます。)
- 14.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に限ります。)
- 16.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16 号で定めるものをいいます。)
- 17.貸付債権信託受益権であって金融商品取引 法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信 託の受益証券に表示されるべきもの
- 18.外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第8号および第13号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第4号までの証券ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。②前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償環、投資環境の変動等への対応等、委託

②削項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

1.預金

2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第 14号に規定する受益証券発行信託を除きま す。)

3.コール・ローン

- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法 第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を 有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第14条 受託者は、受益者の保護に支障を生じる ことがないものであり、かつ信託業法、投資信託 及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に 反しない場合には、委託者の指図により、信託財 産と、受託者(第三者との間において信託財産の ためにする取引その他の行為であって、受託者 が当該第三者の代理人となって行うものを含みま す。)および受託者の利害関係人(金融機関の信 託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて 準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する 利害関係人をいいます。以下本項、次項および 第28条において同じ。)、第28条第1項に定める 信託業務の委託先およびその利害関係人または 受託者における他の信託財産との間で、前2条に 掲げる資産への投資等ならびに第17条、第19条 から第21条、第23条から第25条、第27条および第 31条から第32条に掲げる取引その他これらに類 する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者として の権限に基づいて信託事務の処理として行うこと ができる取引その他の行為について、受託者また は受託者の利害関係人の計算で行うことができる ものとします。なお、受託者の利害関係人が当該 利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第5項および同条第6項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第19条から第21条、第23条から第25条、第27条および第31条から第32条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、 別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行います。

(運用の権限委託)

第16条 委託者は、運用の指図(第13条第2項の 規定に基づく運用指図を除きます。)に関する権 限を次の者に委託します。

委託先名称:バンク・ジュリアス・ベア・アンド・シー オー・エルティディ

所在地:Bahnhofstrasse36,CH-8010 Zurich Switzerland

②前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この 信託の受益証券を投資対象とする証券投資信託 の委託者が受ける信託報酬から支弁するものとし、 支弁時期については、この信託に係る前項の委 託を受けた者との別途契約に定めるものとしま す。

③第1項の委託を受けた者が受ける報酬額は、信託財産の純資産総額に、以下の率を乗じて得た額とします。

120億円以下の部分	0.40%
120億円超360億円以下の部分	0.35%
360億円超600億円以下の部分	0.30%
600億円超900億円以下の部分	0.25%
900億円超1,200億円以下の部分	0.20%
1,200億円超の部分	0.15%

④第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第17条 委託者が投資することを指図する株式は、第15条の運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 委託者は、取得時において信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(同一銘柄の株式等の投資制限)

第18条 委託者は、取得時において信託財産に 属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産 の純資産総額の100分の10を超えることとなる投 資の指図をしません。

② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に 資するため、信用取引により株券を売り付けること の指図をすることができます。なお、当該売り付け の決済については、株券の引き渡しまたは買い 戻しにより行うことの指図をすることができるものと します。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る 建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範 囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図するものとします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第20条 委託者は、わが国の金融商品取引所に おける有価証券先物取引(金融商品取引法第28 条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有 価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条 第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および 有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条 第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならび に外国の金融商品取引所におけるこれらの取引 と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をする ことができます。なお、選択権取引は、オプション 取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。 ②委託者は、わが国の金融商品取引所における 通貨に係る先物取引およびオプション取引ならび に外国の市場における通貨に係る先物取引およ びオプション取引を行うことの指図をすることがで きます。

③委託者は、わが国の金融商品取引所における 金利に係る先物取引およびオプション取引ならび に外国の市場におけるこれらの取引と類似の取 引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手 方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の 提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保 の提供あるいは受入れの指図を行うものとしま す。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限) 第22条 委託者は、取得時において信託財産に 属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権 付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産 が当該新株予約権付社債についての社債であっ て当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で 存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの (以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第 7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を 含め「転換社債型新株予約権付社債」といいま す。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100分の10を超えることとなる投資の指図をしませ ん。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に 資するため、信託財産に属する株式および公社 債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすること ができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式 の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時 価合計額の50%を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えない

ものとします。

- ②信託財産の一部解約の事由により、前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図及び範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に 資するため、信託財産において有しない公社債 又は第25条の規定により借入れた公社債を売付 けることの指図をすることができます。なお、当該 売付けの決済については、売付けた公社債の引 渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることが できるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の 売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純 資産総額を超えることとなった場合には、委託会 社は速やかに、その超える額に相当する売付け の一部を決済するための指図をするものとしま す。

(公社債の借入れの指図及び範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に 資するため、公社債の借入れの指図をすることが できます。なお、当該公社債の借入れを行うにあ たり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の 提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限) 第26条 外貨建有価証券への投資については、 わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲) 第27条 委託会社は、信託財産の効率的な運用 に資するため、外国為替の売買の予約取引の指 図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る 為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差 額につき円換算した額が、信託財産の純資産総 額を超えないものとします。ただし、信託財産に 属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するた めにする当該予約取引の指図については、この 限りではありません。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に 掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認 める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委 託することができるものとします。
- 1. 信託財産の保存に係る業務
- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者(委託者より運用の指図権限を委託され

た者を含みます。)のみの指図により信託財産の 処分およびその他の信託の目的の達成のため に必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等) 第30条 信託の登記または登録をすることができ る信託財産については、信託の登記または登録 をすることとします。ただし、受託者が認める場合 は、信託の登記または登録を留保することがあり ます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する有価証券 の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による売却代金、

有価証券に係る償還金等、株式の精算分配金、 有価証券等に係る利子等、株式に係る配当金お よびその他の収入金を再投資することの指図が できます。

(損益の帰属)

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第34条 信託財産に属する有価証券について、 借替、転換、新株発行または株式割り当てがある 場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資 金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の精算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第35条 この信託の計算期間は、原則として毎年 12月21日から翌年12月20日までとします。ただし、 第1計算期間は信託契約締結日から平成20年12 月22日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受 益者に対する信託法第37条第3項に定める報告

は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類又は電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧又は謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第38条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては、信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第39条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には収益の分配は行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理) 第40条 追加信託金または信託の一部解約金は、 当該金額と元本に相当する金額との差額を追加 信託にあたっては追加信託差金、信託の一部解 約にあたっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払に関する受託 者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

(償還金の支払の時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに(ただし、第10条第4項の受益証券不所持の申出があった場合を除きます。)当該償還金を受益者に対して支払います。

(信託の一部解約)

第43条 委託者は、受益者の請求があった場合に は、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第44条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託の信託の信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受
- よびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託 契約の解約について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託契約に係るすべての 受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思

表示をしたときには適用しません。また、第2項の 規定に基づいてこの信託契約を解約する場合に は適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項の規定による決議の効力が発生しない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い) 第47条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡 することがあり、これに伴い、この信託契約に関す る事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(約款の変更等)

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託に おいて併合の書面決議が可決された場合にあっ ても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資 信託において当該併合の書面決議が否決された 場合は、当該他の投資信託との併合を行うことは

できません。

(反対者の買取請求権)

第50条 第44条に規定する信託契約の解約また は前条に規定する重大な約款の変更等を行う場 合には、書面決議において当該解約または重大 な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に 対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもっ て買取るべき旨を請求することができます。この 買取請求権の内容および買取請求の手続に関す る事項は、第44条第3項または前条第2項に規定 する書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書 面の交付)

第51条 委託者は、この信託については投資信託 及び投資法人に関する法律第13条第1項に定め る書面を交付しません。

(運用報告書)

第52条 委託者は、この信託については投資信託 及び投資法人に関する法律第14 条に定める運 用報告書を交付しません。

(公告)

第53条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(約款に関する疑義の取扱い)

第54条 この約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年12月27日

委託者

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号 新生インベストメント・マネジメント株式会社

受託者

東京都港区芝三丁目23番1号 中央三井アセット信託銀行株式会社

親投資信託 世界株式マザーファンド

信 託 約 款

新生インベストメント・マネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第15 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

世界の先進国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主として世界の先進国の株式に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。
- ②株式等の運用については、バンク・ジュリアス・ ベア・アンド・シーオー・エルティディ(以下、「ジュリアス・ベア」という)に運用の指図に関する権 限を委託します。
- ③ジュリアス・ベア独自の評価モデルを用いて銘 柄選択を行います。
- ④株式への投資は高位を維持することを基本とします。
- ⑤外貨建て資産について、原則として為替ヘッジ を行いません。
- ⑥資金動向や市場動向等の事情によって、上記 のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ①株式への投資割合に制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ③同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④投資信託証券への投資割合は、信託財産の純 資産総額の5%以下とします。
- ⑤新株引受権証券および新株予約権証券への投 資割合は、取得時において信託財産の純資産 総額の10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権 証券への投資割合は、取得時において信託財 産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株 予約権付社債への投資割合は、取得時におい て信託財産の純資産総額の10%以下としま す。

親投資信託 世界株式マザーファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託 の受託者に取得させることを目的とする証券投資 信託であり、新生インベストメント・マネジメント株 式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行 株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号) (以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を限度として受益者 のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。 ② 委託者は、受託者と合意の上、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から 第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項もしく は第48条第2項の規定による信託終了の日また は信託契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益証券(第10条第4項 の受益証券不所持の申出があった場合は受益権 とします。以下、第6条および第50条において同 じ。)の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資 信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする新生インベストメント・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とし、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家に限るものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億口を限度として均等に分割します。また、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行う前の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券 不所持の申出)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割され

た受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、 遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発 行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録しま す。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録を したときは、第5項前段の受益権に係る受益証券 を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いっても、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証) 第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益 証券を発行するときは、その発行する受益証券が この信託約款に適合する旨の受託者の認証を受 けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産 の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資 信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で 定めるものをいいます。以下同じ。)

(イ)有価証券

- (ロ)デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引 法第2条第20項に規定するものをいい、約款第 20条および第21条に定めるものに限ります。)
- (ハ)約束手形
- (二) 金銭債権
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- (イ) 為替手形

(運用の指図範囲)

第13条 委託者(第16条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けたものを含みます。以下、約款第15条、第17条、第19条から第21条、第23条から第25条、第27条および第31条から第32条までに付いて同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. コマーシャル・ペーパー
- 7. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券 の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)およ び新株予約権証券
- 8.外国または外国の者の発行する証券または証 書で、前各号の証券または証書の性質を有する もの
- 9.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 10.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 11.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 12.オプションを表示する証券または証書(金融商 品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい い、有価証券に係るものに限ります。)
- 13.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 14.外国法人が発行する譲渡性預金証書

- 15.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に限ります。)
- 16.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16 号で定めるものをいいます。)
- 17.貸付債権信託受益権であって金融商品取引 法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信 託の受益証券に表示されるべきもの
- 18.外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

1.預金

2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第 14号に規定する受益証券発行信託を除きま す。)

3.コール・ローン

- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法 第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券 の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の 5を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第14条 受託者は、受益者の保護に支障を生じる ことがないものであり、かつ信託業法、投資信託 及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に 反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第28条において同じ。)、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第19条から第21条、第23条から第25条、第27条および第31条から第32条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者として の権限に基づいて信託事務の処理として行うこと ができる取引その他の行為について、受託者また は受託者の利害関係人の計算で行うことができる ものとします。なお、受託者の利害関係人が当該 利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第5項および同条第6項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第19条から第21条、第23条から第25条、第27条および第31条から第32条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、 別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行います。

(運用の権限委託)

第16条 委託者は、運用の指図(第13条第2項の 規定に基づく運用指図を除きます。)に関する権 限を次の者に委託します。

委託先名称:バンク・ジュリアス・ベア・アンド・シー オー・エルティディ

所在地:Bahnhofstrasse36,CH-8010 Zurich Switzerland

- ②前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この 信託の受益証券を投資対象とする証券投資信託 の委託者が受ける信託報酬から支弁するものとし、 支弁時期については、この信託に係る前項の委 託を受けた者との別途契約に定めるものとしま す。
- ③第1項の委託を受けた者が受ける報酬額は、信 託財産の純資産総額に、以下の率を乗じて得た 額とします。

120億円以下の部分	0.65%
120億円超360億円以下の部分	0.60%
360億円超600億円以下の部分	0.55%
600億円超900億円以下の部分	0.50%
900億円超1,200億円以下の部分	0.45%
1,200億円超の部分	0.40%

④第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第17条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品取引法第60発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等の投資制限)

第18条 委託者は、取得時において信託財産に 属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産 の純資産総額の100分の10を超えることとなる投 資の指図をしません。

② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に 資するため、信用取引により株券を売り付けること の指図をすることができます。なお、当該売り付け の決済については、株券の引き渡しまたは買い 戻しにより行うことの指図をすることができるものと します。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図するものとします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第20条 委託者は、わが国の金融商品取引所に おける有価証券先物取引(金融商品取引法第28 条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有 価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条 第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および 有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条 第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならび に外国の金融商品取引所におけるこれらの取引 と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をする ことができます。なお、選択権取引は、オプション 取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。 ②委託者は、わが国の金融商品取引所における 通貨に係る先物取引およびオプション取引ならび に外国の市場における通貨に係る先物取引およ びオプション取引を行うことの指図をすることがで きます。

③委託者は、わが国の金融商品取引所における 金利に係る先物取引およびオプション取引ならび に外国の市場におけるこれらの取引と類似の取 引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手 方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評 価するものとします。
- ④委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の 提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保 の提供あるいは受入れの指図を行うものとしま す。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限) 第22条 委託者は、取得時において信託財産に 属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権 付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産 が当該新株予約権付社債についての社債であっ て当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で 存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの (以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第 7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を 含め「転換社債型新株予約権付社債」といいま す。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100分の10を超えることとなる投資の指図をしませ ん。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に 資するため、信託財産に属する株式および公社 債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすること ができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式 の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時 価合計額の50%を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えない

ものとします。

- ②信託財産の一部解約の事由により、前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と 認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとし ます。

(公社債の空売りの指図及び範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に 資するため、信託財産において有しない公社債 又は第25条の規定により借入れた公社債を売付 けることの指図をすることができます。なお、当該 売付けの決済については、売付けた公社債の引 渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることが できるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の 売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純 資産総額を超えることとなった場合には、委託会 社は速やかに、その超える額に相当する売付け の一部を決済するための指図をするものとしま す。

(公社債の借入れの指図及び範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に 資するため、公社債の借入れの指図をすることが できます。なお、当該公社債の借入れを行うにあ たり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の 提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限) 第26条 外貨建有価証券への投資については、 わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲) 第27条 委託会社は、信託財産の効率的な運用 に資するため、外国為替の売買の予約取引の指 図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る 為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差 額につき円換算した額が、信託財産の純資産総 額を超えないものとします。ただし、信託財産に 属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するた めにする当該予約取引の指図については、この 限りではありません。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固 有財産その他の財産とを区分する等の管理を 行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に 掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認 める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委 託することができるものとします。
- 1. 信託財産の保存に係る業務
- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、 その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者(委託者より運用の指図権限を委託され

た者を含みます。)のみの指図により信託財産の 処分およびその他の信託の目的の達成のため に必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28 条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等) 第30条 信託の登記または登録をすることができ る信託財産については、信託の登記または登録 をすることとします。ただし、受託者が認める場合 は、信託の登記または登録を留保することがあり ます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上 区別することができる方法によるほか、その計算 を明らかにする方法により分別して管理すること があります。

(有価証券の売却等の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する有価証券 の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の精算分配金、

有価証券等に係る利子等、株式に係る配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(指益の帰属)

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第34条 信託財産に属する有価証券について、 借替、転換、新株発行または株式割り当てがある 場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資 金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の精算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第35条 この信託の計算期間は、原則として毎年 12月21日から翌年12月20日までとします。ただし、 第1 計算期間は信託契約締結日から平成20年12 月22日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2 項に定める書類又は電磁的記録の作成に欠くこと のできない情報その他の信託に関する重要な情 報および当該受益者以外の者の利益を害するお それのない情報を除き、信託法第38条第1項に定 める閲覧又は謄写の請求をすることはできないも のとします。

(信託事務の諸費用)

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第38条 委託者および受託者は、この信託契約に 関しては、信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第39条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には収益の分配は行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理) 第40条 追加信託金または信託の一部解約金は、 当該金額と元本に相当する金額との差額を追加 信託にあたっては追加信託差金、信託の一部解 約にあたっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払に関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

(償還金の支払の時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに(ただし、第10条第4項の受益証券不所持の申出があった場合を除きます。)当該償還金を受益者に対して支払います。

(信託の一部解約)

第43条 委託者は、受益者の請求があった場合に は、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産 総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益 権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る 受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第44条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託 契約の解約について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託契約に係るすべての 受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思

表示をしたときには適用しません。また、第2項の 規定に基づいてこの信託契約を解約する場合に は適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令) 第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の 解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項の規定による決議の効力が発生しない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い) 第47条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡 することがあり、これに伴い、この信託契約に関す る事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。 (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(約款の変更等)

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認

めるときまたはやむを得ない事情が発生したとき は、受託者と合意のうえ、この約款を変更すること またはこの信託と他の信託との併合(投資信託及 び投資法人に関する法律第16条第2号に規定す る「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。 以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじ め、変更または併合しようとする旨およびその内 容を監督官庁に届け出ます。なお、この約款は本 条に定める以外の方法によって変更することがで きないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託に おいて併合の書面決議が可決された場合にあっ ても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資 信託において当該併合の書面決議が否決された 場合は、当該他の投資信託との併合を行うことは できません。

(反対者の買取請求権)

第50条 第44条に規定する信託契約の解約また は前条に規定する重大な約款の変更等を行う場 合には、書面決議において当該解約または重大 な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に 対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもっ て買取るべき旨を請求することができます。この 買取請求権の内容および買取請求の手続に関す る事項は、第44条第3項または前条第2項に規定 する書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書 面の交付)

第51条 委託者は、この信託については投資信託 及び投資法人に関する法律第13条第1項に定め る書面を交付しません。

(運用報告書)

第52条 委託者は、この信託については投資信託 及び投資法人に関する法律第14 条に定める運 用報告書を交付しません。

(公告)

第53条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(約款に関する疑義の取扱い)

第54条 この約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年12月27日

委託者

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号 新生インベストメント・マネジメント株式会社

受託者

東京都港区芝三丁目23番1号 中央三井アセット信託銀行株式会社

【信託用語集】

【信託用語集】	
イールドカーブ	利回りと残存期間の関係を表わす曲線。横軸に残存期間、縦軸
	に利回りをとり、ある時点での残存期間とそれに対応する利回
	りを打点して結んで描きます。
運用報告書	投資信託の運用期間中の運用実績や経過、信託財産の内容、有
	価証券売買状況などについて一定期間ごとに投資信託委託会社
	により作成され、取扱い販売会社を通じて投資家に交付される
	報告書です。
MSCI ワールド・イン	MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の主要国の株式指数を、
デックス	各国の株式時価総額をベースに合成したものです。
会社型投資信託	投資信託自体が投資を目的とした投資法人(株式会社)を設立
	し、投資証券(株券)を発行して投資主(株主)を募集します。
	投資証券を購入した投資主(株主)が、その会社の投資運用に
	よる収益等の分配を受ける形態の投資信託です。
解約	投資家が販売会社を通じて投資信託委託会社(運用会社)に対
	して信託契約の解除を請求する換金方法で、直接解約請求とも
	よばれます。
解約価額	投資信託を解約する際の税引き前の価額です。信託財産留保額
	がある場合は、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
	になります。
為替ヘッジ	将来のある時点で事前に決められた一定の交換レートで外貨を
	売り、円を買う取引を行うことで、保有する外貨建て資産の為
	替変動に係るリスクを回避することをいいます。
基準価額	投資信託の時価を表すものです。基準価額は、その日の投資信
	託の純資産総額を受益権総口数で割って計算され、日々変動し
	ます。なお、当初1口が1円で始まる投資信託は1万口当たり
	の価額で表示することが一般的です。
繰上げ償還	信託約款に定められた信託期間(運用期間)の満了日前に投資
	信託が償還されることを繰上げ償還といいます。
グロース株投資	企業の成長力に注目して投資する運用スタイル。成長株投資と
	もいいます。
個別元本	受益者毎の投資信託取得時の単価をいい(申込手数料(税込)
	は含まれません。)、複数回取得した場合は、追加取得のつど、
	取得口数に応じて加重平均されます。
債券の格付	債券の発行体の元利金支払いに対する確実性を格付機関が評価し
	たものです。格付が高いほど元利金の支払いの確実性が高いことを
	意味します。

【信託用語集】

【佰配用商集】		
シティグループ世界	シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した世	
国債インデックス	界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平	
	均した債券インデックスです。	
収益分配	投資信託の決算期に、運用の結果あげられた収益などを受益権	
	の口数に応じて受益者に分配することをいいます。	
受益証券	契約型投資信託において受益権を表す証券のことです。	
純資産総額	信託財産の資産を時価で評価した金額から負債金額を控除した	
	ものをいいます。	
スイッチング	複数のファンドをグループにまとめ、その中で自由にファンド	
	を乗換えられる仕組みがあり、そのファンド乗換えのことをス	
	イッチングといいます。	
償還	投資信託の信託期間(運用)が終了し受益者に金銭が返還され	
	ることをいいます。	
信託期間	各投資信託ごとに定められた投資信託の運用期間をいいます。	
	有期限のものと期間の定めのない無期限のものとがあります。	
信託財産	投資信託として運用される資産のことをいいます。信託財産は	
	受託会社により保管・管理されます。	
信託財産留保額	投資信託を中途解約する投資家から徴収する一定の金額で、信	
	託財産に繰り入れます。これにより、引続き投資を続ける投資	
	家との公平性の確保を図っています。	
信託報酬	投資家が、投資信託の運用・管理にかかる費用として信託財産	
	の中から日々間接的に負担する費用です。信託報酬は投資信託	
	会社(委託者)・受託者(信託銀行)・販売会社の業務に対する	
	対価として支払われます。	
信託約款	契約型投資信託において投資信託委託会社と受託会社との間に	
	締結され、信託契約が記されています。	
デュレーション	金利が変化したときの債券の価格変動の大きさを把握する尺度で	
	す。固定利付債の場合、満期までの期間が長いほどデュレーション	
	が長くなる傾向があります。デュレーションが長い債券は金利の動	
	きに対して価格が大きく変動する傾向がある一方、短い債券は価格	
	の動きも小さくなる傾向があります。	
投資信託証券	一般に、投資信託証券とは、契約型の投資信託(投資信託また	
	は外国投資信託)の受益証券や会社型の投資信託(投資法人お	
	よび外国投資法人)の投資証券をいいます。	
L		

【信託用語集】

投資信託説明書	投資信託の募集・販売の際に用いられる当該投資信託の募集要
(目論見書)	項や費用、運用に係る内容等を記載した説明書のことです。金
	融商品取引法では、投資信託会社に対し作成義務、販売会社に
	対し交付義務を課し投資家の投資判断材料として提供されるこ
	とになっています。目論見書ともいいます。
トラッキング・	資産運用において、ベンチマークに対するリターンの乖離幅を
エラー	示す指標です。
PER	Price Earnings Ratio の略。株価を EPS(1 株当たり利益)で割っ
	たもので、株価が1株当たり利益の何倍まで買われているかを示し
	ています。
バリュー株投資	企業の本質的な価値を分析して、株価が割安な水準にある株式
	に投資する運用スタイル。株価が適正と考える水準に回復する
	ことで収益の獲得をめざします。
ファミリーファンド	投資家から集めた資金を親投資信託(マザーファンド)に投資
方式	し、マザーファンドが有価証券等に投資を行うことで実質的な
	運用を行う仕組みのことです。
ファンダメンタルズ	本質的な価値を分析することです。
分析	
分配金再投資	投資信託が収益分配を行うつど、その課税処理後の収益分配金
(累積投資)	を同一の投資信託に速やかに再投資する仕組みをいいます。
ベンチマーク	投資信託の運用を行うにあたり、目標とする指標をいいます。
	アクティブ型ファンドの場合は、ベンチマークを上回る投資成
	果をめざし、インデックス型ファンドの場合はベンチマークと
	の連動をめざします。
ボトムアップ・アプ	個別企業の調査・分析をベースに投資銘柄を選定していく運用手法
ローチ	のことです。
マザーファンド	投資家から集めた資金で、別に設定したファンドに投資し、そ
	の別に設定したファンドが有価証券等に投資を行うことで実質
	的な運用を行う仕組みのことをファミリーファンド方式といい
	ますが、マザーファンドはこの別に設定した、実際の投資を行
	うファンドのことを指し、親投資信託ともいいます。
モメンタム	テクニカル分析で価格の上昇または下降の勢いをみるために用
	いられたり、業績モメンタムといって業績の変化の方向性を表
	わした言葉として使うことがあります。

投資信託説明書 [請求目論見書] 2009.03

新生・世界分散ファンド(複利効果重視型) 新生・世界分散ファンド(分配重視型) 追加型投信/内外/資産複合

> 設定・運用は 新生インベストメント・マネジメント株式会社

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。

この投資信託説明書(請求目論見書)により行う「新生・世界分散ファンド復利効果重視型)」および「新生・世界分散ファンド(分配重視型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成21年3月19日に関東財務局長に提出し、平成21年3月20日にその効力が発生しております。

- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関で投資信託を購入された場合、投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

請求目論見書 目次

ファンドの詳細情報	
第1【ファンドの沿革】	… 1頁
第2【手続等】	⋯ 1頁
1【申込(販売)手続等】	
2【換金(解約)手続等】	
第3【管理及び運営】	⋯ 4頁
1【資産管理等の概要】	
(1)【資産の評価】	
(2)【保管】	
(3)【信託期間】	
(4)【計算期間】	
(5)【その他】	
2【受益者の権利等】	
第4【ファンドの経理状況】	⋯ 9頁
第5【設定及び解約の実績】	…56 頁

新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)

新生・世界分散ファンド(分配重視型)

(以下、上記を総称して、「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。また各々を指して「各ファンド」ということがあります。)

ファンドの詳細情報

第1【ファンドの沿革】

平成19年12月27日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

- ① 取得申込手続き
 - 1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申し込みが可能です。
 - 2) 原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
 - ※取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

② 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記に該当する場合は、取得のお申し込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●チューリッヒの銀行休業

③ 申込単位

申込単位につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス http://www.shinsei-investment.com

電話番号 03-5157-5549

お問い合せ時間(営業日)9:00~17:00(半休日となる場合は9:00~12:00)

④ コースの選択

収益分配金の受取方法によって、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2通りがあります。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

「一般コース」

お申し込みの際に、販売会社に取引口座を開設のうえ、お申し込みください。

「自動けいぞく投資コース」

お申し込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。

収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資され、手数料はかかりません。

⑤ 申込価額と金額

- 1) 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- 2) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- 3)お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

⑥ 申込手数料

- 1) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%(税抜3.0%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- 2) 収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。
- ⑦ 取得申込の受付の中止、既に受付けた取得申込の受付の取消

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申し込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得のお申し込みの受付を取り消すことができます。

2【換金(解約)手続等】

① 換金の請求

- 1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでも換金が可能です。
- 2) 原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- ※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者 の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に

係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該 振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、換 金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

② 換金請求不可日

販売会社の営業日であっても、換金請求申込日が下記に該当する場合は、換金のお申し 込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●チューリッヒの銀行休業日

③ 換金制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、 大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。詳しくは、販売会社 にお問い合わせください。

④ 換金単位

販売会社が定める単位をもって換金できます。

※販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

⑤ 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額[※](当該基準価額に 0.1%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(基準価額に 0.1%を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰り入れられます。

⑥ 手取額

1口当りのお手取額は、解約価額^{*1}から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本^{*2}を超過した額に対し10%^{*3})を差し引いた金額となります。

- ※1 解約価額=基準価額-信託財産留保額=基準価額-(基準価額×0.1%)
- ※2「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込 手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。
- ※3 個人投資家の場合は、平成21年1月1日以降10%(所得税7%および地方税3%)の 軽減税率は廃止され、原則として20%(所得税15%および地方税5%)の税率が適用 となります。しかし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措 置として、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行われます。

法人投資家の場合は、平成21年4月1日以降7%(所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。)の税率が、15%(所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。)に変更されます。

- 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
- 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

詳しくは、交付目論見書「4 手数料等及び税金、(5)課税上の取扱い ≪参考≫個人投資家および法人投資家の課税の取扱いについて」をご参照ください。

⑦ 支払開始日

お手取額は、原則として解約申込の受付日から起算して、5営業日目以降、販売会社において支払います。

- ⑧ 解約申込の受付の中止、既に受付けた解約申込の受付の取消
 - 1)委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
 - 2)解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして取り扱います。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ① 基準価額の算定
 - 1) 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
 - 2)ファンドは便宜上、基準価額を、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。
- ② ファンドの主な投資対象の評価基準
 - 1)親投資信託である「世界債券マザーファンド」および「世界株式マザーファンド」の受益証券は、基準価額計算日の基準価額で評価します。
 - 2) 国内上場株式は、原則として、基準価額計算日における金融商品取引所の最終相場(ジャスダック証券取引所については、同所が発表する基準値段)で評価します。
 - 3) 外国株式は、原則として海外の金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。
 - 4)公社債(国内・外国)は、原則として、基準価額計算日(注)における以下のいずれかの価額で評価します。
 - (注)外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

- イ) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)
- ロ) 証券会社、銀行などの提示する価額(売気配相場を除きます。)
- ハ)価格情報会社の提供する価額
- ※残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。
- 5) 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。
- 6)予約為替は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

③ 基準価額の算出頻度と公表

- 1) 基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。
- 2) 基準価額につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス http://www.shinsei-investment.com

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日)9:00~17:00(半休日となる場合は9:00~12:00)

また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に下記の略称で当ファンドの基準価額が掲載されます。

新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)は、「分散複利」

新生・世界分散ファンド(分配重視型) は、「分散分配」

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則、無期限とします。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解除し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

<新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)>

原則として、毎年12月21日から翌年12月20日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

<新生・世界分散ファンド(分配重視型)>

原則として、毎年3月21日から6月20日まで、6月21日から9月20日まで、9月21日から12月20日まで、および12月21日から翌年3月20日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

- ① 信託の終了(繰上償還)
 - 1)委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ)各ファンドにつき、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ロ)繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ)やむを得ない事情が発生したとき
 - 2)この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。(後述 ④「書面決議」をご覧ください。)
 - 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述④「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ)信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困 難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止した とき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐこ とを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。)
 - 二)受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反 するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
 - 4)繰上償還を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- 1) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
- 2) 償還金の支払いは、販売会社において行われます。

③ 信託約款の変更

- 1)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドの併合(以下「併合」といいます。)を行うことができます。信託約款の変更または併合を行う際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2)この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行います。(後述④「書面決議」をご覧ください。)
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述④「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1)繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- 4) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 5)繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
- 6) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、他のファンドとの併合を行うことはできません。
- 7) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行う場合には、書面決議に おいて反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって 買い取るべき旨を請求できます。

⑤ 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

<新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)>

委託者は、毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

<新生・世界分散ファンド(分配重視型)>

委託者は、6月および12月のファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

(7) 関係法人との契約について

販売会社との「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- ① 収益分配金・償還金受領権
 - 1) 受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、所有する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
 - 2)ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支 払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に 帰属します。

② 解約請求権

受益者は、受益権の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

③ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

<新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)>

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」 (昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託 財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成してお ります

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 1 期計算期間(平成 19 年 12 月 27 日(設定日)から平成 20 年 12 月 22 日まで)の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成21年2月2日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取 締 役 会 御中

監査法人 ト ー マ ツ

指 定 社 員 業務執行社員

公認会計士

青木裕

見完

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

山田 信之

支運

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)の平成19年12月27日から平成20年12月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)の平成20年12月22日現在の 信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において 適正に表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員 との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1【財務諸表】

新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	(単位:円)
	第1期
	(平成20年12月22日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	28, 617, 576
親投資信託受益証券	1, 421, 546, 123
未収利息	39
流動資産合計	1, 450, 163, 738
資産合計	1, 450, 163, 738
負債の部	
流動負債	
未払解約金	243, 645
未払受託者報酬	634, 312
未払委託者報酬	13, 592, 277
その他未払費用	513, 372
流動負債合計	14, 983, 606
負債合計	14, 983, 606
純資産の部	
元本等	
元本	2, 269, 656, 664
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△834, 476, 532
純資産合計	1, 435, 180, 132
負債純資産合計	1, 450, 163, 738

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	(単位:円)
	第1期
	(自平成 19 年 12 月 27 日 (設定日)
	至平成 20 年 12 月 22 日)
営業収益	
受取利息	54, 909
有価証券売買等損益	△699, 244, 181
営業収益合計	△699, 189, 272
営業費用	
受託者報酬	1, 306, 850
委託者報酬	28, 003, 880
その他費用	1, 035, 348
営業費用合計	30, 346, 078
営業利益又は営業損失(△)	$\triangle 729, 535, 350$
経常利益又は経常損失(△)	△729, 535, 350
当期純利益又は当期純損失(△)	$\triangle 729, 535, 350$
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は	
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△38, 779, 806
剰余金増加額又は欠損金減少額	9, 699, 360
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損	
金減少額	9, 699, 360
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損	
金減少額	_
剰余金減少額又は欠損金増加額	153, 420, 348
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損	
金増加額	_
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損	
金増加額	153, 420, 348
分配金	_
期末剰余金又は期末欠損金(△)	$\triangle 834, 476, 532$

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第1期
項目	(自平成 19 年 12 月 27 日 (設定日)
	至平成 20 年 12 月 22 日)
1. 有価証券の評価基準	親投資信託受益証券
及び評価方法	移動平均法に基づき、時価で評価して
	おります。時価評価にあたっては、計算
	期間末日における親投資信託受益証券の
	基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成の	ファンドの計算期間
ための基本となる重要	当ファンドの計算期間は原則として、
な事項	毎年 12 月 21 日から翌年 12 月 20 日まで
	としておりますが、第1期計算期間は期
	首が設定日のため、又当計算期間末日及
	びその翌日が休業日のため、平成 19 年
	12月27日から平成20年12月22日まで
	となっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (平成20年12月22日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権総数 2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条 の6第10号に規定する額	2, 269, 656, 664 口
元本の欠損 3.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	834, 476, 532 円 0. 6323 円 (6, 323 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期

(自平成 19年 12月 27日 (設定日) 至平成 20年 12月 22日)

1. 運用の外部委託費用

当ファンドの主要投資対象である世界株式マザーファンド及び世界債券マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託する為に要する費用として、当ファンドが委託者報酬の中より負担している金額はそれぞれ、5,714,512円及び3,599,725円であります。

2. 分配金の計算過程

計算期間末における経費控除後の配当等収益(14,873,329 円) (親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンド に帰属すべき金額 45,164,498 円を含みます。)、経費控除後の有 価証券売買等損益(0 円)、収益調整金(1,951,910 円)より、分 配対象収益は 16,825,239 円(1 口当たり 0.007413 円)ですが、当 期に分配した金額はありません。

3. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額 又は欠損金増加額

当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期

(自平成 19 年 12 月 27 日 (設定日) 至平成 20 年 12 月 22 日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第1期

(自平成 19 年 12 月 27 日 (設定日) 至平成 20 年 12 月 22 日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第 1 期 (平成 20 年 12 月 22 日現在)
期首元本額	957, 588, 400 円
期中追加設定元本額	1, 525, 184, 364 円
期中一部解約元本額	213, 116, 100 円

2 有価証券関係

第1期(平成20年12月22日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1, 421, 546, 123	△666, 046, 060
合計	1, 421, 546, 123	△666, 046, 060

3 デリバティブ取引関係

第1期

(自平成 19年 12月 27日 (設定日) 至平成 20年 12月 22日)

当ファンドはデリバティブ取引を行っておりません ので、該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

- 第1 有価証券明細表
 - ① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	世界株式マザーファンド	1, 586, 715, 695	702, 915, 052	
机狄貝口癿又皿叫分	世界債券マザーファンド	807, 269, 233	718, 631, 071	
合計		2, 393, 984, 928	1, 421, 546, 123	

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。
- 第4 不動産等明細表 該当事項はありません。
- 第5 商品明細表 該当事項はありません。
- 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。
- 第7 その他特定資産の明細表 該当事項はありません。
- 第8 借入金明細表 該当事項はありません。

<参考>

本報告書の開示対象ファンド (新生・世界分散ファンド (複利効果重視型)) (以下「当ファンド」という。) は、「世界株式マザーファンド」及び「世界債券マザーファンド」 (以下「マザーファンド」という。) の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて各マザーファンドの受益証券であります。当ファンドの計算期間末日(以下、「計算日」という。) における各マザーファンドの状況は次に示すとおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

世界株式マザーファンドの状況

(1) 貸借対照表

(単位:円)

	(半江・口)
	(平成 20 年 12 月 22 日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	10, 422, 738
コール・ローン	11, 499, 214
株式	1, 050, 458, 849
未収入金	40, 264, 413
未収配当金	1, 883, 089
未収利息	15
流動資産合計	1, 114, 528, 318
資産合計	1, 114, 528, 318
負債の部	
流動負債	
未払金	3, 490, 679
負債合計	3, 490, 679
純資産の部	
元本等	
元本	2, 508, 159, 005
剰余金	
欠損金	1, 397, 121, 366
純資産合計	1, 111, 037, 639
負債純資産合計	1, 114, 528, 318

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成 19 年 12 月 27 日
人	至平成 20 年 12 月 22 日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、金融商品取引市場における計算日に知
	りうる直近の日の最終相場によっております。
2. デリバティブの評価基準及び評価	為替予約取引
方法	個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場
	の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、国内に
換算基準	おける計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算してお
	ります。
4. 収益及び費用の計上基準	(1) 為替予約取引による為替差損益の計上基準
	約定日基準で計上しております。
	(2) 受取配当金
	原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は
	予想配当金額を計上しております。予想配当金額を計上した場
	合は、入金時に入金額との差額を計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本	外貨建資産等の会計処理
となる重要な事項	外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則
	第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦
	貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従っ
	て、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理
	し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成 20 年 12 月 22 日現在)
1. 計算日における受益権総数 2. 投資信託財産の計算に関する規則 第55条の6第10号に規定する額	2, 508, 159, 005 口
元本の欠損 3.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1, 397, 121, 366 円 0. 4430 円 (4, 430 円)

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成 19 年 12 月 27 日	
至平成 20 年 12 月 22 日)	
該当事項はありません。	

(重要な後発事象に関する注記)

	(自平成 19	年 12 月 27	7 日
	至平成 20	年 12 月 22	2 目)
該当事項はあ	ありません。		

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成 20 年 12 月 22 日現在)
同計算期間の期首元本額	671, 317, 123 円
同計算期間中の追加設定元本額	2, 105, 365, 305 円
同計算期間中の一部解約元本額	268, 523, 423 円
同計算期間末日の元本額※	2, 508, 159, 005 円
※上記元本額の内訳	
(新生・世界分散ファンド(複利効果重視型))	1, 586, 715, 695 円
(新生・世界分散ファンド(分配重視型))	608, 826, 838 円
(新生・世界株式ファンド(複利効果重視型))	250, 136, 400 円
(新生・世界株式ファンド(分配重視型))	62, 480, 072 円

2 有価証券関係

(平成20年12月22日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に含まれた 評価差額(円)
株式	1, 050, 458, 849	△237, 408, 313
合計	1, 050, 458, 849	△237, 408, 313

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首(平成19年12月27日) から計算日までの期間に対応するものであります。

3 デリバティブ取引関係

I取引の状況に関する事項

(自平成 19年 12月 27日 至平成 20年 12月 22日)

1. 取引の内容

利用している取引は、通貨関連で為替予約取引であります。

2. 取引に対する取組方針及び利用目的

為替予約取引は、外貨の送回金を目的とする他、ファンドの運用の効率化を図るため、将来の為替変動リスクの回避目的に限定せずに利用する場合もあります。

3. 取引に係るリスクの内容

利用している取引については、市場リスクすなわち為替相場の変動リスクがあります。なお、取引の相手方の契約不履行によるリスクは極めて少ないものであると認識しております。

4. 取引に係るリスク管理体制

取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の 諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部トレーディング室が決裁 担当者の承認を得て行っております。また、管理部門が日々遵守状況を確認し、問題があると判断した 場合は速やかに対応できる体制となっております。

5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項における契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。

Ⅱ取引の時価等に関する事項

(平成20年12月22日現在)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

(平成 20 年 12 月 22 日現在)

第1 有価証券明細表

① 株式

文化	24.44	₩ → ¥/•	評価額		備考
通貨	銘柄	株式数	単価	金額	加与
日本円	信越化学工業	1, 300	3, 850. 00	5, 005, 000	
	武田薬品工業	1,900	4, 540. 00	8, 626, 000	
	ブリヂストン	4, 400	1, 286. 00	5, 658, 400	
	パナソニック	5,000	1, 065. 00	5, 325, 000	
	京セラ	1, 100	6, 110. 00	6, 721, 000	
	キヤノン	2,600	2, 815. 00	7, 319, 000	
	トヨタ自動車	3, 900	2, 895. 00	11, 290, 500	
	本田技研工業	4, 100	1, 905. 00	7, 810, 500	
	関西電力	3, 200	2, 610. 00	8, 352, 000	
	東京瓦斯	16,000	447. 00	7, 152, 000	
	セブン&アイ・ホールディングス	2, 700	2, 845. 00	7, 681, 500	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	15, 200	576. 00	8, 755, 200	
	みずほフィナンシャルグループ	16	270, 200. 00	4, 323, 200	
	オリックス	660	5, 220. 00	3, 445, 200	
	日本円小計	62, 076	-	97, 464, 500	
米ドル	CHEVRON CORP	2, 200	70.85	155, 870. 00	
	DEVON ENERGY CORPORATION	1, 210	66. 79	80, 815. 90	
	EXXON MOBIL CORP	4, 300	75. 02	322, 586. 00	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	1,850	56. 55	104, 617. 50	
	XTO ENERGY INC	1, 430	37. 10	53, 053. 00	
	DOW CHEMICAL	2,800	20.08	56, 224. 00	
	NUCOR CORP	1, 300	42. 55	55, 315. 00	
	VULCAN MATERIALS CO	600	67. 17	40, 302. 00	
	зм со	1,500	56. 62	84, 930. 00	
	CATERPILLAR INC	2, 100	42. 69	89, 649. 00	
	DANAHER CORP	1, 110	55. 06	61, 116. 60	
	EMERSON ELECTRIC CO	2, 150	34. 02	73, 143. 00	
	GENERAL ELECTRIC CO	6, 450	16. 50	106, 425. 00	
	KENNAMETAL INC	2, 200	21.60	47, 520. 00	
	PARKER HANNIFIN CORP	1, 540	37.72	58, 088. 80	

通貨	銘柄	株式数	評価額	額	備考
	李台行	1木工数	単価	金額	7月45
米ドル	UNITED TECHNOLOGIES CORP	2, 020	51. 37	103, 767. 40	
	MCDONALD'S CORP	2, 200	60. 32	132, 704. 00	
	HOME DEPOT INC	4, 250	24. 22	102, 935. 00	
	LOWE'S COS INC	4, 000	22. 54	90, 160. 00	
	WAL-MART STORES INC	2, 900	55. 74	161, 646. 00	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	3, 010	28. 04	84, 400. 40	
	COCA-COLA CO/THE	2, 920	44. 43	129, 735. 60	
	PEPSICO INC	2, 390	54. 09	129, 275. 10	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	3, 330	41. 85	139, 360. 50	
	PROCTER & GAMBLE CO	3, 300	60. 18	198, 594. 00	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	1,740	53. 80	93, 612. 00	
	BECTON DICKINSON & CO	1, 100	66. 74	73, 414. 00	
	ST JUDE MEDICAL INC	1,650	32.74	54, 021. 00	
	AMGEN INC	1, 980	57. 83	114, 503. 40	
	ELI LILLY & CO	2, 400	38. 26	91, 824. 00	
	GENZYME CORP	1, 250	68. 20	85, 250. 00	
	GILEAD SCIENCES INC	1,700	49. 65	84, 405. 00	
	JOHNSON & JOHNSON	2, 910	58. 84	171, 224. 40	
	MERCK & CO. INC.	3, 190	28. 56	91, 106. 40	
	PFIZER INC	8, 550	17. 30	147, 915. 00	
	WATERS CORP	900	36. 88	33, 192. 00	
	US BANCORP	3, 380	24. 85	83, 993. 00	
	WELLS FARGO COMPANY	4, 200	29. 36	123, 312. 00	
	BANK OF AMERICA CORP	6, 380	13. 80	88, 044. 00	
	CITIGROUP INC	6, 630	7. 02	46, 542. 60	
	JPMORGAN CHASE & CO	4, 510	30. 32	136, 743. 20	
	ACE LTD	1, 320	52. 06	68, 719. 20	
	PARTNERRE LTD	900	68. 80	61, 920. 00	
	ADOBE SYSTEMS INC	3, 180	22. 13	70, 373. 40	
	CHECK POINT SOFTWARE TECH	2,000	18. 62	37, 240. 00	
	GOOGLE INC-CL A	165	310. 17	51, 178. 05	
	MICROSOFT CORP	8, 730	19. 12	166, 917. 60	
	ORACLE CORP	7, 400	17. 78	131, 572. 00	
	APPLE INC	740	90.00	66, 600. 00	

77 AP.	No.Ltt	₩.	評価	新額	供土
通貨	銘柄	株式数 —	単価	金額	備考
米ドル	CISCO SYSTEMS INC	5, 060	16. 64	84, 198. 40	
	HEWLETT-PACKARD CO	4, 020	35. 40	142, 308. 00	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	1,740	83. 52	145, 324. 80	
	QUALCOMM INC	2, 880	35. 03	100, 886. 40	
	AT&T INC	6, 500	28. 12	182, 780. 00	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	4, 100	33. 19	136, 079. 00	
	BROADCOM CORP-CL A	3, 850	17. 59	67, 721. 50	
	INTEL CORP	5, 030	14. 44	72, 633. 20	
	米ドル小計	173, 145	_	5, 767, 787. 35	
	水下が切出	173, 143		(519, 158, 539)	
カナダドル	CANADIAN NATURAL RESOURCES	1,720	44. 87	77, 176. 40	
	ENCANA CORP	1, 555	53. 90	83, 814. 50	
	SUNCOR ENERGY INC	2	24. 99	49. 98	
	AGNICO-EAGLE MINES	1	58.00	58.00	
	GOLDCORP INC	2, 100	34. 80	73, 080. 00	
	BOMBARDIER INC 'B'	20, 500	4. 14	84, 870. 00	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	1, 669	19.86	33, 146. 34	
	カナダドル小計	27 547	-	352, 195. 22	
	カナタ ドルハ語	27, 547		(26, 213, 890)	
ユーロ	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A	5, 490	19. 03	104, 474. 70	
	TOTAL SA	2, 720	39. 57	107, 644. 00	
	ARCELORMITTAL	3,000	17. 80	53, 400. 00	
	BASF SE	2, 260	26. 43	59, 731. 80	
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	1,500	34. 45	51, 682. 50	
	NOKIA OYJ	3, 560	11.41	40, 619. 60	
	DAIMLER AG	2, 740	26. 05	71, 377. 00	
	UNILEVER NV-CVA	4,000	17. 72	70, 900. 00	
	BIOMERIEUX	660	59. 05	38, 973. 00	
	QIAGEN N. V.	3, 690	11.88	43, 837. 20	
	BANCO SANTANDER SA	12, 900	6. 85	88, 365. 00	
	ALLIANZ SE-REG	860	69. 99	60, 191. 40	
	AXA	3, 690	16. 58	61, 180. 20	
	SAP AG	2, 560	25. 10	64, 256. 00	
	FRANCE TELECOM SA	4, 390	20. 28	89, 051. 15	
	•				

通貨	銘柄	株式数	評価	í額	備考
地頁	委 名仲/	休八级	単価	金額	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
ユーロ	TELEFONICA SA	7, 270	16. 10	117, 047. 00	
	E. ON AG	3, 460	26. 76	92, 589. 60	
	ENEL SPA	15, 200	4. 45	67, 716. 00	
	IBERDROLA SA	9, 000	6. 22	55, 980. 00	
	그ㅡㅁ小計	88, 950		1, 339, 016. 15	
	4-176	00, 950		(168, 756, 205)	
イギリスポンド	BG GROUP PLC	6, 500	9. 17	59, 637. 50	
	BP PLC	19, 900	5. 05	100, 495. 00	
	ANGLO AMERICAN PLC	3, 540	14. 50	51, 330. 00	
	XSTRATA PLC	3,600	6. 45	23, 238. 00	
	G4S PLC	19,800	1. 99	39, 461. 40	
	COMPASS GROUP PLC	11,000	3. 32	36, 520. 00	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	4, 100	17. 40	71, 340. 00	
	TATE & LYLE PLC	12,500	4. 12	51, 593. 75	
	ASTRAZENECA PLC	2,670	27. 36	73, 051. 20	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	6, 726	12. 43	83, 637. 81	
	BARCLAYS PLC	25, 657	1. 48	38, 049. 33	
	HSBC HOLDINGS PLC	13, 450	6. 12	82, 414. 87	
	STANDARD CHARTERED PLC	3, 234	7. 40	23, 931. 60	
	MAN GROUP PLC	17, 199	2. 35	40, 417. 65	
	VODAFONE GROUP PLC	56, 126	1. 29	72, 935. 73	
	1 - 2 1 - 2 1 2 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	000,000		848, 053. 84	
	イギリスポンド小計	206, 002		(114, 207, 410)	
スイスフラン	SYNGENTA AG-REG	330	208. 50	68, 805. 00	
	SULZER AG-REG	1,000	58. 90	58, 900. 00	
	NESTLE SA-REG	4,500	40. 80	183, 600. 00	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	330	188. 00	62, 040. 00	
	NOVARTIS AG-REG	3,000	52. 05	156, 150. 00	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	1, 025	160. 00	164, 000. 00	
	ZURICH FINANCIAL SERVICE-REG	385	225. 00	86, 625. 00	
				780, 120. 00	
	スイスフラン小計	10, 570	-	(63, 899, 629)	
ノルウェークロー	ネ STATOILHYDRO ASA	3, 580	112. 60	403, 108. 00	
				403, 108. 00	
/	ノルウェークローネ小計	3, 580	-	(5, 200, 093)	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
		1木工(数	単価	金額	NHI , C
オーストラリアドル	QBE INSURANCE GROUP LIMITED	3, 850	25. 90	99, 715. 00	
	SANTOS LTD	5, 500	14. 29	78, 595. 00	
	BHP BILLITON LTD	5, 300	29. 92	158, 576. 00	
	RIO TINTO LTD	1, 350	39. 01	52, 663. 50	
	COCHLEAR LIMITED	1, 320	53. 40	70, 488. 00	
オーフ	トラリアドル小計	17 220		460, 037. 50	
7-7		17, 320	_	(28, 246, 302)	
香港ドル	HUTCHISON WHAMPOA LTD	14, 000	40. 75	570, 500. 00	
	CLP HOLDINGS LTD	10, 200	49. 10	500, 820. 00	
-	香港ドル小計	24, 200	0 -	1, 071, 320. 00	
TE CONTRACTOR OF THE CONTRACTO	学俗 トノレノ 「百」			(12, 438, 025)	
シンガポールドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	8,000	9. 85	78, 800. 00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	7, 070	13.00	91, 910. 00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	27, 000	2. 56	69, 120. 00	
シンガポールドル小計		49, 070		239, 830. 00	
		42, 070	_	(14, 874, 256)	
슴計		655 460	_	1, 050, 458, 849	
		655, 460	_	(952, 994, 349)	_

- (注) 1.各通貨の小計欄の() 内は、邦貨換算額であります。
 - 2. 合計金額欄は、邦貨額であります。() 内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
 - 3. 通貨の表示は外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
 - 4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	金	名柄数	組入株式 時価比率(注)	有価証券の合計 額に対する比率
米ドル	株式	57 銘柄	46.7%	49.4%
カナダドル	株式	7 銘柄	2.4%	2.5%
ユーロ	株式	19 銘柄	15. 2%	16.1%
イギリスポンド	株式	15 銘柄	10.3%	10.8%
スイスフラン	株式	7 銘柄	5.8%	6.1%
ノルウェークローネ	株式	1 銘柄	0.5%	0.5%
オーストラリアドル	株式	5 銘柄	2.5%	2.7%
香港ドル	株式	2 銘柄	1.1%	1.2%
シンガポールドル	株式	3 銘柄	1.3%	1.4%
合計			85.8%	90.7%

- (注)組入株式の純資産に対する比率であります。
- ② 株式以外の有価証券 該当事項はありません。

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。
- 第4 不動産等明細表 該当事項はありません。
- 第5 商品明細表 該当事項はありません。
- 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。
- 第7 その他特定資産の明細表 該当事項はありません。
- 第8 借入金明細表 該当事項はありません。

世界債券マザーファンドの状況

(1) 貸借対照表

	(十四・11)
	(平成 20 年 12 月 22 日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	52, 520, 936
コール・ローン	49, 978, 607
国債証券	883, 912, 636
未収利息	7, 390, 866
前払費用	706, 258
流動資産合計	994, 509, 303
資産合計	994, 509, 303
負債の部	
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	1, 117, 136, 948
剰余金	
欠損金	122, 627, 645
純資産合計	994, 509, 303
負債純資産合計	994, 509, 303

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成 19 年 12 月 27 日 至平成 20 年 12 月 22 日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価 方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への 換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、国内に おける計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算してお ります。
4. 収益及び費用の計上基準	為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本 となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則 第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦 貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従っ て、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理 し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

	(其旧内が致じ因)の正記)	
項目		(平成 20 年 12 月 22 日現在)
	1. 計算日における受益権総数 2. 投資信託財産の計算に関する規則 第55条の6第10号に規定する額	1, 117, 136, 948 口
	元本の欠損 3.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	122, 627, 645 円 0. 8902 円 (8, 902 円)

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成 19 年 12 月 27 日 至平成 20 年 12 月 22 日)	
該当事項はありません。	

(重要な後発事象に関する注記)

(里女は仮元ず然に因りる任礼)		
(自平成 19 年 12 月 27 日 至平成 20 年 12 月 22 日)		
該当事項はありません。		

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成 20 年 12 月 22 日現在)
同計算期間の期首元本額	671, 317, 123 円
同計算期間中の追加設定元本額	1,001,810,379円
同計算期間中の一部解約元本額	555, 990, 554 円
同計算期間末日の元本額※	1, 117, 136, 948 円
※上記元本額の内訳	
(新生・世界分散ファンド(複利効果重視型))	807, 269, 233 円
(新生・世界分散ファンド(分配重視型))	309, 867, 715 円

2 有価証券関係

(平成20年12月22日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
国債証券	883, 912, 636	49, 881, 421
合計	883, 912, 636	49, 881, 421

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首(平成19年12月27日) から計算日までの期間に対応するものであります。

3 デリバティブ取引関係

I取引の状況に関する事項

(自平成 19 年 12 月 27 日 至平成 20 年 12 月 22 日)

1. 取引の内容

利用している取引は、通貨関連で為替予約取引であります。

2. 取引に対する取組方針及び利用目的

為替予約取引は、外貨の送回金を目的とする他、ファンドの運用の効率化を図るため、将来の為替変動リスクの回避目的に限定せずに利用する場合もあります。

3. 取引に係るリスクの内容

利用している取引については、市場リスクすなわち為替相場の変動リスクがあります。なお、取引の相手方の契約不履行によるリスクは極めて少ないものであると認識しております。

4. 取引に係るリスク管理体制

取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の 諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部トレーディング室が決裁 担当者の承認を得て行っております。また、管理部門が日々遵守状況を確認し、問題があると判断した 場合は速やかに対応できる体制となっております。

5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項における契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項 (平成20年12月22日現在) 該当事項はありません。

(3) 附属明細表

(平成 20 年 12 月 22 日現在)

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考 (償還年月日)
国債証券	日本円	第234回利付国債(10年)	50, 000, 000	51, 213, 500	2011年9月20日
		第253回利付国債(10年)	65, 000, 000	67, 633, 800	2013年9月20日
		第272回利付国債(10年)	50, 000, 000	51, 768, 000	2015年9月20日
		第288回利付国債(10年)	40, 000, 000	42, 012, 800	2017年9月20日
		第27回利付国債(30年)	20, 000, 000	22, 168, 600	2037年9月20日
		第58回利付国債(20年)	50, 000, 000	52, 070, 000	2022年9月20日
		日本円小計	275, 000, 000	286, 866, 700	
	米ドル	3.625% US TREASURY	200, 000. 00	205, 484. 37	2009年10月31日
		4.500% US TREASURY	620, 000. 00	741, 675. 00	2015年11月15日
		4. 625% US TREASURY	470, 000. 00	519, 166. 40	2011年10月31日
		4. 750% US TREASURY	300, 000. 00	428, 531. 25	2037年2月15日
)k 15 a .l. ≩l.	1, 590, 000. 00	1, 894, 857. 02	
		米ドル小計		(170, 556, 080)	
	カナダドル	5.50% CANADA GOV'T	90, 000. 00	95, 616. 00	2010年6月1日
		8.00% CANADA GOV'T	80,000.00	121, 979. 20	2023 年 6 月 1 日
		カナガドルル型	170, 000. 00	217, 595. 20	
	カナダドル小計			(16, 195, 610)	
	ユーロ	3.50% BUNDESOBLIGATION	900, 000. 00	937, 395. 00	2011年10月14日
		4.00% BUNDESREPUB	430, 000. 00	462, 508. 00	2037 年 1 月 4 日
		4.25% BUONI POLIENNALI	100, 000. 00	101, 610. 00	2009年11月1日
		4.25% BUONI POLIENNALI	400, 000. 00	407, 200. 00	2014 年 8 月 1 日
		4.25% DEUTSCHLAND REP	500, 000. 00	548, 500. 00	2017年7月4日
		6.50% HELLENIC REPUBLIC	250, 000. 00	272, 500. 00	2019年10月22日
		ユーロ小計	2, 580, 000. 00	2, 729, 713. 00	
		ユーロル町		(344, 025, 729)	
	イギリス ポンド	4.75% UK TREASURY	220, 000. 00	241, 227. 80	2030年12月7日
	4,5 1.	5.00% UK TREASURY	100, 000. 00	111, 100. 00	2014 年 9 月 7 日
		5. 00% UK TREASURY	40,000.00	43, 060. 00	2012 年 3 月 7 日
		イギリスポンド小計	360, 000. 00	395, 387. 80	
		イガックかく [77]		(53, 246, 875)	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考 (償還年月日)
国債証券	スウェーデン クローナ	5.50% SWEDISH GOVT	420, 000. 00	473, 949. 00	2012年10月8日
	フゥー	ーデンクローナル計	420, 000. 00	473, 949. 00	
	スウェーデンクローナ小計			(5, 512, 026)	
	ポーランドズロチ	5. 25% POLAND GOV'T	250, 000. 00	245, 975. 00	2017年10月25日
	₩	ポーランドズロチ小計		245, 975. 00	
	2			(7, 509, 616)	
国債証券合計			883, 912, 636		
			(597, 045, 936)		
合計			883, 912, 636		
			(597, 045, 936)		

- (注) 1.各通貨の小計欄の() 内は、邦貨換算額であります。
 - 2. 合計金額欄は、邦貨額であります。() 内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
 - 3. 通貨の表示は外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
 - 4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率(注)	有価証券の合計 額に対する比率
米ドル	国債証券 4銘柄	17. 1%	19. 3%
カナダドル	国債証券 2銘柄	1.6%	1.8%
ユーロ	国債証券 6銘柄	34.6%	38. 9%
イギリスポンド	国債証券 3銘柄	5. 4%	6.0%
スウェーデンクローナ	国債証券 1銘柄	0.5%	0.6%
ポーランドズロチ	国債証券 1銘柄	0.8%	0.9%
合計		60.0%	67. 5%

- (注)組入債券の純資産に対する比率であります。
- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。
- 第4 不動産等明細表 該当事項はありません。
- 第5 商品明細表 該当事項はありません。
- 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。
- 第7 その他特定資産の明細表 該当事項はありません。
- 第8 借入金明細表 該当事項はありません。

<新生・世界分散ファンド(分配重視型)>

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」 (昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託 財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月(特定期間) ごとに作成しております。なお、第1特定期間については、平成19年12月27日 から平成20年6月20日としております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間(平成19年12月27日(設定日)から平成20年6月20日まで)、及び第2特定期間(平成20年6月21日から平成20年12月22日まで)の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成20年8月8日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取 締 役 会 御中

監査法人 ト ー マ ツ

指 定 社 員 業務執行社員

公認会計士

青木裕

見讀

指 定 社 員業務執行社員

公認会計士

山田信之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・世界分散ファンド(分配重視型)の平成19年12月27日から平成20年6月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、新生・世界分散ファンド(分配重視型)の平成20年6月20日現在の信託財 産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に 表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員 との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の監査報告書

平成21年2月2日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

役 슾 御中 取

とにある。

監査法人

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、 「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・世界分散ファンド(分配重視型)の平成20年 6月21日から平成20年12月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、 損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を 行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な 保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針 及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の 表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的 な基礎を得たと判断している。

責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明するこ

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、新生・世界分散ファンド(分配重視型)の平成20年12月22日現在の信託 財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正 に表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員 との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

1【財務諸表】

新生・世界分散ファンド(分配重視型)

(1)【貸借対照表】

	12. 21 I Danish	(十二・11)
	第1特定期間	第2特定期間
	(平成 20 年 6 月 20 日現在)	(平成 20 年 12 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10, 711, 567	8, 017, 133
親投資信託受益証券	857, 957, 332	545, 554, 528
未収利息	108	10
流動資産合計	868, 669, 007	553, 571, 671
資産合計	868, 669, 007	553, 571, 671
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5, 999, 460	1, 755, 395
未払受託者報酬	155, 749	106, 324
未払委託者報酬	3, 337, 350	2, 278, 412
その他未払費用	260, 988	260, 988
流動負債合計	9, 753, 547	4, 401, 119
負債合計	9, 753, 547	4, 401, 119
純資産の部		
元本等		
元本	931, 512, 795	878, 232, 599
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△72, 597, 335	\triangle 329, 062, 047
純資産合計	858, 915, 460	549, 170, 552
負債純資産合計	868, 669, 007	553, 571, 671

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第1特定期間	第2特定期間
	(自平成 19 年 12 月 27 日 (設定日)	(自平成 20 年 6月 21 日
	至平成 20 年 6月 20 日)	至平成 20年 12月 22日)
営業収益		
受取利息	5, 854	14, 985
有価証券売買等損益	△23, 350, 234	$\triangle 248, 402, 804$
営業収益合計	△23, 344, 380	△248, 387, 819
営業費用		
受託者報酬	275, 551	257, 372
委託者報酬	5, 904, 527	5, 515, 007
その他費用	504, 768	530, 580
営業費用合計	6, 684, 846	6, 302, 959
営業利益又は営業損失 (△)	△30, 029, 226	$\triangle 254,690,778$
経常利益又は経常損失 (△)	△30, 029, 226	$\triangle 254,690,778$
当期純利益又は当期純損失(△)	\triangle 30, 029, 226	$\triangle 254,690,778$
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は		
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	594, 629	$\triangle 12,699,153$
期首剰余金又は期首欠損金(△)	-	$\triangle 72, 597, 335$
剰余金増加額又は欠損金減少額	2, 346, 735	15, 261, 183
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損		
金減少額	2, 346, 735	15, 261, 183
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損		
金減少額	-	_
剰余金減少額又は欠損金増加額	37, 767, 707	26, 591, 215
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損		
金増加額	-	_
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損		
金増加額	37, 767, 707	26, 591, 215
分配金	6, 552, 508	3, 143, 055
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△72, 597, 335	\triangle 329, 062, 047

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第1特定期間	第2特定期間
項目	(自平成 19 年 12 月 27 日 (設定日)	(自平成 20 年 6月 21 日
	至平成 20 年 6月 20 日)	至平成 20 年 12 月 22 日)
1. 有価証券の評価基準	親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
及び評価方法	移動平均法に基づき、時価で評価	同左
	しております。時価評価にあたって	
	は、計算期間末日における親投資信	
	託受益証券の基準価額に基づいて評	
	価しております。	
2. その他財務諸表作成の	ファンドの計算期間	ファンドの計算期間
ための基本となる重要	当ファンドの計算期間は原則と	当ファンドの計算期間は原則とし
な事項	して、毎年3月21日から6月20日	て、毎年3月21日から6月20日ま
	まで、6月21日から9月20日まで、	で、6月21日から9月20日まで、
	9月21日から12月20日まで、お	9月21日から12月20日まで、およ
	よび 12 月 21 日から翌年 3 月 20 日	び12月21日から翌年3月20日まで
	までとし、又特定期間は原則とし	とし、又特定期間は原則として、毎
	て、毎年 12 月 21 日から翌年 6 月 20	年12月21日から翌年6月20日まで
	日まで及び6月21日から12月20	及び6月21日から12月20日までと
	日までとしておりますが、第1特定	しておりますが、第2特定期間は当
	期間は期首が設定日のため平成 19	特定期間末日及びその翌日が休業日
	年 12 月 27 日から平成 20 年 6 月 20	のため、平成20年6月21日から平
	日までとなっております。	成20年12月22日までとなっており
		ます。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1特定期間	第2特定期間
· × H	(平成20年6月20日現在)	(平成 20 年 12 月 22 日現在)
1. 当該特定期間の末日における受益権総数	931, 512, 795 □	878, 232, 599 □
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条		
の 6 第 10 号に規定する額		
元本の欠損	72, 597, 335 円	329, 062, 047 円
3. 1口当たり純資産額	0.9221 円	0. 6253 円
(1万口当たり純資産額)	(9, 221 円)	(6, 253 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 1 特定期間 (自平成 19 年 12 月 27 日 (設定日) 至平成 20 年 6 月 20 日)

1. 運用の外部委託費用

当ファンドの主要投資対象である世界株式マザーファンド及び世界債券マザーファンドにおいて、信託財産の運用に係る権限の一部を委託する為に要する費用として当ファンドが委託者報酬の中より負担している金額はそれぞれ、1,224,553円及び754,612円であります。

2. 分配金の計算過程

第1期(自平成19年12月27日至平成20年3月21日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(0円)

(親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額2,451,181円を含みます。)、経費控除後の有価証券売買等損益(0円)、及び信託約款に規定する収益調整金(575,222円)より、分配対象収益は575,222円(1口当たり0.000624円)であり、当期に分配した金額は553,049円(1口当たり0.0006円)であります。(外国所得税額1円控除後の分配金額は553,048円(1口当たり0.0006円)となります。)

第2期(自平成20年3月22日至平成20年6月20日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益

(6,115,615円) (親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額6,484,889円を含みます。)、経費控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、及び信託約款に規定する収益調整金(82,925円)、及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は6,198,540円(1口当たり0.006654円)であり、当期に分配した金額は6,147,984円(1口当たり0.0066円)であります。(外国所得税額148,524円控除後の分配金額は5,999,460円(1口当たり0.006441円)となります。)

3. 欠損金減少額及び増加額

当期一部解約に伴う欠損金減少額、及び当期追加信託 に伴う欠損金増加額は、それぞれ増加額及び減少額を差 し引いた純額で表示しております。

第2特定期間 (自平成20年6月21日 至平成20年12月22日)

1. 運用の外部委託費用

当ファンドの主要投資対象である世界株式マザーファンド及び世界債券マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託する為に要する費用として、当ファンドが委託者報酬の中より負担している金額はそれぞれ、1,101,271 円及び708,607円であります。

2. 分配金の計算過程

第3期(自平成20年6月21日至平成20年9月22日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益

(1,173,662円)(親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額4,822,299円を含みます。)、経費控除後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(77,242円)、及び分配準備積立金(156,422円)より、分配対象収益は1,407,326円(1口当たり0.001622円)であり、当期に分配した金額は1,387,665円(1口当たり0.0016円)であります。(外国所得税額5円控除後の分配金額は1,387,660円(1口当たり0.0016円)となります。)

第4期(自平成20年9月23日至平成20年12月22日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益

(1,638,639 円) (親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額4,277,976 円を含みます。)、経費控除後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(119,341円)、及び分配準備積立金(886 円)より、分配対象収益は1,758,866円(1口当たり0.002001円)であり、当期に分配した金額は1,756,465円(1口当たり0.0020円)であります。(外国所得税額1,070円控除後の分配金額は1,755,395円(1口当たり0.001999円)となります。)

3. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額 又は欠損金増加額

当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余 金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示し ております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1特定期間	第2特定期間
(自平成 19 年 12 月 27 日 (設定日)	(自平成 20 年 6月 21 日
至平成 20 年 6月 20 日)	至平成 20 年 12 月 22 日)
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第1特定期間	第2特定期間
(自平成 19 年 12 月 27 日 (設定日)	(自平成 20 年 6月 21 日
至平成20年6月20日)	至平成 20 年 12 月 22 日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの特定期間における元本額の変動

項目	第 1 特定期間 (平成 20 年 6 月 20 日現在)	第 2 特定期間 (平成 20 年 12 月 22 日現在)
期首元本額	385, 045, 846 円	931, 512, 795 円
期中追加設定元本額	567, 742, 017 円	80, 615, 253 円
期中一部解約元本額	21, 275, 068 円	133, 895, 449 円

2 有価証券関係

第1特定期間(平成20年6月20日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	857, 957, 332	62, 849, 256
合計	857, 957, 332	62, 849, 256

第2特定期間(平成20年12月22日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	545, 554, 528	$\triangle 162, 115, 172$
合計	545, 554, 528	$\triangle 162, 115, 172$

3 デリバティブ取引関係

第1特定期間	第2特定期間
(自平成 19 年 12 月 27 日 (設定日)	(自平成 20 年 6月 21 日
至平成 20 年 6月 20 日)	至平成 20 年 12 月 22 日)
当ファンドはデリバティブ取引を行っておりません	P+
ので、該当事項はありません。	同左

(4)【附属明細表】

- 第1 有価証券明細表
 - ③ 株式 該当事項はありません。
 - ④ 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	世界株式マザーファンド	608, 826, 838	269, 710, 289	
税仅具旧孔文金配分	世界債券マザーファンド	309, 867, 715	275, 844, 239	
合計		918, 694, 553	545, 554, 528	

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。
- 第4 不動産等明細表 該当事項はありません。
- 第5 商品明細表 該当事項はありません。
- 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。
- 第7 その他特定資産の明細表 該当事項はありません。
- 第8 借入金明細表 該当事項はありません。

<参考>

本報告書の開示対象ファンド(新生・世界分散ファンド(分配重視型))(以下「当ファンド」という。)は、「世界株式マザーファンド」及び「世界債券マザーファンド」(以下「マザーファンド」という。)の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて各マザーファンドの受益証券であります。当ファンドの特定期間末日(以下、「計算日」という。)における各マザーファンドの状況は次に示すとおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

世界株式マザーファンドの状況

(1) 貸借対照表

	(単位・口)
	(平成 20 年 12 月 22 日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	10, 422, 738
コール・ローン	11, 499, 214
株式	1, 050, 458, 849
未収入金	40, 264, 413
未収配当金	1, 883, 089
未収利息	15
流動資産合計	1, 114, 528, 318
資産合計	1, 114, 528, 318
負債の部	
流動負債	
未払金	3, 490, 679
負債合計	3, 490, 679
純資産の部	
元本等	
元本	2, 508, 159, 005
剰余金	
欠損金	1, 397, 121, 366
純資産合計	1, 111, 037, 639
負債純資産合計	1, 114, 528, 318

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成 20 年 6月 21 日
(人)	至平成 20 年 12 月 22 日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、金融商品取引市場における計算日に知
	りうる直近の日の最終相場によっております。
2. デリバティブの評価基準及び評価	為替予約取引
方法	個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場
	の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、国内に
換算基準	おける計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算してお
	ります。
4. 収益及び費用の計上基準	(1) 為替予約取引による為替差損益の計上基準
	約定日基準で計上しております。
	(2)受取配当金
	原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は
	予想配当金額を計上しております。予想配当金額を計上した場
	合は、入金時に入金額との差額を計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本	外貨建資産等の会計処理
となる重要な事項	外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則
	第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦
	貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従っ
	て、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理
	し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成 20 年 12 月 22 日現在)
1. 計算日における受益権総数 2. 投資信託財産の計算に関する規則 第55条の6第10号に規定する額	2, 508, 159, 005 □
元本の欠損 3.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1, 397, 121, 366 円 0. 4430 円 (4, 430 円)

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成 20 年 6月 21 日 至平成 20 年 12 月 22 日)	
該当事項はありません。	

(重要な後発事象に関する注記)

(里女は仮光ず然に関りる任礼)		
(自平成 20 年 6月 21 日 至平成 20 年 12 月 22 日)		
該当事項はありません。		

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの特定期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成 20 年 12 月 22 日現在)
同特定期間の期首元本額	1, 912, 782, 271 円
同特定期間中の追加設定元本額	785, 893, 445 円
同特定期間中の一部解約元本額	190, 516, 711 円
同特定期間末日の元本額※	2, 508, 159, 005 円
※上記元本額の内訳	
(新生・世界分散ファンド(複利効果重視型))	1, 586, 715, 695 円
(新生・世界分散ファンド(分配重視型))	608, 826, 838 円
(新生・世界株式ファンド(複利効果重視型))	250, 136, 400 円
(新生・世界株式ファンド(分配重視型))	62, 480, 072 円

2 有価証券関係

(平成 20 年 12 月 22 日現在)

売買目的有価証券

種類 貸借対照表計上額(円) 当期間の損益に含ま 評価差額(円)			
株式	1, 050, 458, 849	△237, 408, 313	
合計	1, 050, 458, 849	$\triangle 237, 408, 313$	

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首(平成19年12月27日) から計算日までの期間に対応するものであります。

3 デリバティブ取引関係

I取引の状況に関する事項

(自平成 20 年 6 月 21 日 至平成 20 年 12 月 22 日)

1. 取引の内容

利用している取引は、通貨関連で為替予約取引であります。

2. 取引に対する取組方針及び利用目的

為替予約取引は、外貨の送回金を目的とする他、ファンドの運用の効率化を図るため、将来の為替変動リスクの回避目的に限定せずに利用する場合もあります。

3. 取引に係るリスクの内容

利用している取引については、市場リスクすなわち為替相場の変動リスクがあります。なお、取引の相手方の契約不履行によるリスクは極めて少ないものであると認識しております。

4. 取引に係るリスク管理体制

取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の 諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部トレーディング室が決裁 担当者の承認を得て行っております。また、管理部門が日々遵守状況を確認し、問題があると判断した 場合は速やかに対応できる体制となっております。

5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項における契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。

Ⅱ取引の時価等に関する事項

(平成 20 年 12 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

(平成 20 年 12 月 22 日現在)

第1 有価証券明細表

③ 株式

NZ 46	No Let	<u> </u>	評価	額	/#: #z.
通貨	銘柄	株式数	単価	金額	備考
日本円	信越化学工業	1, 300	3, 850. 00	5, 005, 000	
	武田薬品工業	1, 900	4, 540. 00	8, 626, 000	
	ブリヂストン	4, 400	1, 286. 00	5, 658, 400	
	パナソニック	5, 000	1, 065. 00	5, 325, 000	
	京セラ	1, 100	6, 110. 00	6, 721, 000	
	キヤノン	2, 600	2, 815. 00	7, 319, 000	
	トヨタ自動車	3, 900	2, 895. 00	11, 290, 500	
	本田技研工業	4, 100	1, 905. 00	7, 810, 500	
	関西電力	3, 200	2, 610. 00	8, 352, 000	
	東京瓦斯	16, 000	447. 00	7, 152, 000	
	セブン&アイ・ホールディングス	2, 700	2, 845. 00	7, 681, 500	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	15, 200	576. 00	8, 755, 200	
	みずほフィナンシャルグループ	16	270, 200. 00	4, 323, 200	
	オリックス	660	5, 220. 00	3, 445, 200	
	日本円小計	62, 076	-	97, 464, 500	
米ドル	CHEVRON CORP	2, 200	70. 85	155, 870. 00	
	DEVON ENERGY CORPORATION	1, 210	66. 79	80, 815. 90	
	EXXON MOBIL CORP	4, 300	75. 02	322, 586. 00	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	1,850	56. 55	104, 617. 50	
	XTO ENERGY INC	1, 430	37. 10	53, 053. 00	
	DOW CHEMICAL	2, 800	20. 08	56, 224. 00	
	NUCOR CORP	1, 300	42. 55	55, 315. 00	
	VULCAN MATERIALS CO	600	67. 17	40, 302. 00	
	зм со	1,500	56. 62	84, 930. 00	
	CATERPILLAR INC	2, 100	42. 69	89, 649. 00	
	DANAHER CORP	1, 110	55. 06	61, 116. 60	
	EMERSON ELECTRIC CO	2, 150	34. 02	73, 143. 00	
	GENERAL ELECTRIC CO	6, 450	16. 50	106, 425. 00	
	KENNAMETAL INC	2, 200	21.60	47, 520. 00	
	PARKER HANNIFIN CORP	1, 540	37. 72	58, 088. 80	
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	2, 020	51. 37	103, 767. 40	
	MCDONALD'S CORP	2, 200	60. 32	132, 704. 00	
	HOME DEPOT INC	4, 250	24. 22	102, 935. 00	

通貨	銘柄 株式	株士米	株式数 評価額		備考
	步右代	休八级	単価	金額	1佣-/5
米ドル	LOWE'S COS INC	4, 000	22. 54	90, 160. 00	
	WAL-MART STORES INC	2, 900	55. 74	161, 646. 00	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	3, 010	28. 04	84, 400. 40	
	COCA-COLA CO/THE	2, 920	44. 43	129, 735. 60	
	PEPSICO INC	2, 390	54. 09	129, 275. 10	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	3, 330	41.85	139, 360. 50	
	PROCTER & GAMBLE CO	3, 300	60. 18	198, 594. 00	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	1,740	53. 80	93, 612. 00	
	BECTON DICKINSON & CO	1, 100	66. 74	73, 414. 00	
	ST JUDE MEDICAL INC	1,650	32. 74	54, 021. 00	
	AMGEN INC	1, 980	57. 83	114, 503. 40	
	ELI LILLY & CO	2, 400	38. 26	91, 824. 00	
	GENZYME CORP	1, 250	68. 20	85, 250. 00	
	GILEAD SCIENCES INC	1,700	49. 65	84, 405. 00	
	JOHNSON & JOHNSON	2, 910	58. 84	171, 224. 40	
	MERCK & CO. INC.	3, 190	28. 56	91, 106. 40	
	PFIZER INC	8, 550	17. 30	147, 915. 00	
	WATERS CORP	900	36. 88	33, 192. 00	
	US BANCORP	3, 380	24. 85	83, 993. 00	
	WELLS FARGO COMPANY	4, 200	29. 36	123, 312. 00	
	BANK OF AMERICA CORP	6, 380	13. 80	88, 044. 00	
	CITIGROUP INC	6, 630	7. 02	46, 542. 60	
	JPMORGAN CHASE & CO	4, 510	30. 32	136, 743. 20	
	ACE LTD	1, 320	52.06	68, 719. 20	
	PARTNERRE LTD	900	68.80	61, 920. 00	
	ADOBE SYSTEMS INC	3, 180	22. 13	70, 373. 40	
	CHECK POINT SOFTWARE TECH	2,000	18. 62	37, 240. 00	
	GOOGLE INC-CL A	165	310. 17	51, 178. 05	
	MICROSOFT CORP	8, 730	19. 12	166, 917. 60	
	ORACLE CORP	7, 400	17. 78	131, 572. 00	
	APPLE INC	740	90.00	66, 600. 00	
	CISCO SYSTEMS INC	5, 060	16. 64	84, 198. 40	
	HEWLETT-PACKARD CO	4, 020	35. 40	142, 308. 00	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	1,740	83. 52	145, 324. 80	
	QUALCOMM INC	2, 880	35. 03	100, 886. 40	
	AT&T INC	6, 500	28. 12	182, 780. 00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
		休八效	単価	金額	, m, ,
米ドル	VERIZON COMMUNICATIONS INC	4, 100	33. 19	136, 079. 00	
	BROADCOM CORP-CL A	3, 850	17. 59	67, 721. 50	
	INTEL CORP	5, 030	14. 44	72, 633. 20	
	米ドル小計	179 145		5, 767, 787. 35	
	木ドル小司	173, 145	_	(519, 158, 539)	
カナダドル	CANADIAN NATURAL RESOURCES	1, 720	44. 87	77, 176. 40	
	ENCANA CORP	1, 555	53. 90	83, 814. 50	
	SUNCOR ENERGY INC	2	24. 99	49. 98	
	AGNICO-EAGLE MINES	1	58.00	58. 00	
	GOLDCORP INC	2, 100	34. 80	73, 080. 00	
	BOMBARDIER INC 'B'	20, 500	4. 14	84, 870. 00	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	1, 669	19.86	33, 146. 34	
	L 1. 12 12 1 1 1 1	07.547		352, 195. 22	
	カナダドル小計	27, 547	_	(26, 213, 890)	
ユーロ	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A	5, 490	19. 03	104, 474. 70	
	TOTAL SA	2, 720	39. 57	107, 644. 00	
	ARCELORMITTAL	3, 000	17. 80	53, 400. 00	
	BASF SE	2, 260	26. 43	59, 731. 80	
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	1, 500	34. 45	51, 682. 50	
	NOKIA OYJ	3, 560	11. 41	40, 619. 60	
	DAIMLER AG	2, 740	26. 05	71, 377. 00	
	UNILEVER NV-CVA	4, 000	17. 72	70, 900. 00	
	BIOMERIEUX	660	59. 05	38, 973. 00	
	QIAGEN N. V.	3, 690	11.88	43, 837. 20	
	BANCO SANTANDER SA	12, 900	6. 85	88, 365. 00	
	ALLIANZ SE-REG	860	69. 99	60, 191. 40	
	AXA	3, 690	16. 58	61, 180. 20	
	SAP AG	2, 560	25. 10	64, 256. 00	
	FRANCE TELECOM SA	4, 390	20. 28	89, 051. 15	
	TELEFONICA SA	7, 270	16. 10	117, 047. 00	
	E. ON AG	3, 460	26. 76	92, 589. 60	
	ENEL SPA	15, 200	4. 45	67, 716. 00	
	IBERDROLA SA	9, 000	6. 22	55, 980. 00	
		00.050		1, 339, 016. 15	
	ユーロ小計	88, 950	-	(168, 756, 205)	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
		休八级	単価	金額	MH. J
イギリスポンド	BG GROUP PLC	6, 500	9. 17	59, 637. 50	
	BP PLC	19, 900	5. 05	100, 495. 00	
	ANGLO AMERICAN PLC	3, 540	14. 50	51, 330. 00	
	XSTRATA PLC	3,600	6. 45	23, 238. 00	
	G4S PLC	19,800	1. 99	39, 461. 40	
	COMPASS GROUP PLC	11,000	3. 32	36, 520. 00	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	4, 100	17. 40	71, 340. 00	
	TATE & LYLE PLC	12,500	4. 12	51, 593. 75	
	ASTRAZENECA PLC	2,670	27. 36	73, 051. 20	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	6, 726	12. 43	83, 637. 81	
	BARCLAYS PLC	25, 657	1. 48	38, 049. 33	
	HSBC HOLDINGS PLC	13, 450	6. 12	82, 414. 87	
	STANDARD CHARTERED PLC	3, 234	7. 40	23, 931. 60	
	MAN GROUP PLC	17, 199	2. 35	40, 417. 65	
	VODAFONE GROUP PLC	56, 126	1. 29	72, 935. 73	
<u> </u>				848, 053. 84	
	イギリスポンド小計	206, 002	-	(114, 207, 410)	
スイスフラン	SYNGENTA AG-REG	330	208. 50	68, 805. 00	
	SULZER AG-REG	1,000	58. 90	58, 900. 00	
	NESTLE SA-REG	4, 500	40.80	183, 600. 00	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	330	188. 00	62, 040. 00	
	NOVARTIS AG-REG	3,000	52. 05	156, 150. 00	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	1, 025	160.00	164, 000. 00	
	ZURICH FINANCIAL SERVICE-REG	385	225. 00	86, 625. 00	
				780, 120. 00	
	スイスフラン小計	10, 570	-	(63, 899, 629)	
ノルウェークローネ	STATOILHYDRO ASA	3, 580	112. 60	403, 108. 00	
				403, 108. 00	
//	ルウェークローネ小計	3, 580	-	(5, 200, 093)	
オーストラリアドル	QBE INSURANCE GROUP LIMITED	3,850	25. 90	99, 715. 00	
	SANTOS LTD	5, 500	14. 29	78, 595. 00	
	BHP BILLITON LTD	5, 300	29. 92	158, 576. 00	
	RIO TINTO LTD	1, 350	39. 01	52, 663. 50	
	COCHLEAR LIMITED	1, 320	53. 40	70, 488. 00	
				460, 037. 50	
オ [・]	ーストラリアドル小計	17, 320	-	(28, 246, 302)	

1名 化	通貨	株式数	評価額		備考
		1木工(数	単価	金額	湘石
香港ドル	HUTCHISON WHAMPOA LTD	14, 000	40.75	570, 500. 00	
	CLP HOLDINGS LTD	10, 200	49. 10	500, 820. 00	
	香港ドル小計	24, 200	_	1, 071, 320. 00	
	台径トル小計		_	(12, 438, 025)	
シンガポールドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	8,000	9.85	78, 800. 00	
UNITED OVERSEAS BANK LTD SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS		7, 070	13.00	91, 910. 00	
		27, 000	2. 56	69, 120. 00	
シンガポールドル小計		40, 070	42,070 -	239, 830. 00	
		42,070	_	(14, 874, 256)	
Δ∃I.		655, 460	_	1, 050, 458, 849	
	合計			(952, 994, 349)	

- (注) 1.各通貨の小計欄の() 内は、邦貨換算額であります。
 - 2. 合計金額欄は、邦貨額であります。() 内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
 - 3. 通貨の表示は外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
 - 4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	金	宮柄数	組入株式 時価比率(注)	有価証券の合計 額に対する比率
米ドル	株式	57 銘柄	46.7%	49.4%
カナダドル	株式	7 銘柄	2.4%	2.5%
ユーロ	株式	19 銘柄	15. 2%	16.1%
イギリスポンド	株式	15 銘柄	10.3%	10.8%
スイスフラン	株式	7 銘柄	5.8%	6.1%
ノルウェークローネ	株式	1 銘柄	0.5%	0.5%
オーストラリアドル	株式	5 銘柄	2.5%	2.7%
香港ドル	株式	2 銘柄	1.1%	1.2%
シンガポールドル	株式	3 銘柄	1.3%	1.4%
合計		·	85.8%	90.7%

- (注)組入株式の純資産に対する比率であります。
- ④ 株式以外の有価証券 該当事項はありません。

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。
- 第4 不動産等明細表 該当事項はありません。
- 第5 商品明細表 該当事項はありません。
- 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。
- 第7 その他特定資産の明細表 該当事項はありません。
- 第8 借入金明細表 該当事項はありません。

世界債券マザーファンドの状況

(1) 貸借対照表

	(十1元・11)
	(平成 20 年 12 月 22 日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	52, 520, 936
コール・ローン	49, 978, 607
国債証券	883, 912, 636
未収利息	7, 390, 866
前払費用	706, 258
流動資産合計	994, 509, 303
資産合計	994, 509, 303
負債の部	
負債合計	_
純資産の部	
元本等	
元本	1, 117, 136, 948
剰余金	
欠損金	122, 627, 645
純資産合計	994, 509, 303
負債純資産合計	994, 509, 303

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成 20 年 6 月 21 日 至平成 20 年 12 月 22 日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価 方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場 の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への 換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、国内に おける計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算してお ります。
4. 収益及び費用の計上基準	為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本 となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則 第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦 貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従っ て、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理 し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

(英田八州及1010) 6 区間/	
項目	(平成 20 年 12 月 22 日現在)
1. 計算日における受益権総数 2. 投資信託財産の計算に関する規則 第55条の6第10号に規定する額	1, 117, 136, 948 口
元本の欠損 3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	122, 627, 645 円 0. 8902 円 (8, 902 円)

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成 20 年 6 月 21 日 至平成 20 年 12 月 22 日)	
該当事項はありません。	

(重要な後発事象に関する注記)

(里女な区元ず豕に因りる江山)	
(自平成 20 年 6 月 21 日 至平成 20 年 12 月 22 日)	
該当事項はありません。	

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの特定期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成 20 年 12 月 22 日現在)
同特定期間の期首元本額	1,515,006,032 円
同特定期間中の追加設定元本額	95, 299, 390 円
同特定期間中の一部解約元本額	493, 168, 474 円
同特定期間末日の元本額※	1, 117, 136, 948 円
※上記元本額の内訳	
(新生・世界分散ファンド(複利効果重視型))	807, 269, 233 円
(新生・世界分散ファンド(分配重視型))	309, 867, 715 円

2 有価証券関係

(平成20年12月22日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
国債証券	883, 912, 636	49, 881, 421
合計	883, 912, 636	49, 881, 421

- (注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首(平成19年12月27日) から計算日までの期間に対応するものであります。
- 3 デリバティブ取引関係
- I取引の状況に関する事項

(自平成 20 年 6 月 21 日 至平成 20 年 12 月 22 日)

1. 取引の内容

利用している取引は、通貨関連で為替予約取引であります。

2. 取引に対する取組方針及び利用目的

為替予約取引は、外貨の送回金を目的とする他、ファンドの運用の効率化を図るため、将来の為替変動リスクの回避目的に限定せずに利用する場合もあります。

3. 取引に係るリスクの内容

利用している取引については、市場リスクすなわち為替相場の変動リスクがあります。なお、取引の相手方の契約不履行によるリスクは極めて少ないものであると認識しております。

4. 取引に係るリスク管理体制

取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の 諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部トレーディング室が決裁 担当者の承認を得て行っております。また、管理部門が日々遵守状況を確認し、問題があると判断した 場合は速やかに対応できる体制となっております。

5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項における契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項 (平成 20 年 12 月 22 日現在) 該当事項はありません。

(3) 附属明細表

(平成 20 年 12 月 22 日現在)

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考 (償還年月日)
国債証券	日本円	第234回利付国債(10年)	50, 000, 000	51, 213, 500	2011年9月20日
		第253回利付国債(10年)	65, 000, 000	67, 633, 800	2013年9月20日
		第272回利付国債(10年)	50, 000, 000	51, 768, 000	2015年9月20日
		第288回利付国債(10年)	40, 000, 000	42, 012, 800	2017年9月20日
		第27回利付国債(30年)	20, 000, 000	22, 168, 600	2037年9月20日
		第58回利付国債(20年)	50, 000, 000	52, 070, 000	2022年9月20日
		日本円小計	275, 000, 000	286, 866, 700	
	米ドル	3.625% US TREASURY	200, 000. 00	205, 484. 37	2009年10月31日
		4.500% US TREASURY	620, 000. 00	741, 675. 00	2015年11月15日
		4. 625% US TREASURY	470, 000. 00	519, 166. 40	2011年10月31日
		4. 750% US TREASURY	300, 000. 00	428, 531. 25	2037年2月15日
		No. 1. 글L	1, 590, 000. 00	1, 894, 857. 02	
		米ドル小計		(170, 556, 080)	
	カナダドル	5.50% CANADA GOV'T	90, 000. 00	95, 616. 00	2010 年 6 月 1 日
		8.00% CANADA GOV'T	80,000.00	121, 979. 20	2023 年 6 月 1 日
		カナダドル小計	170,000.00	217, 595. 20	
		カナダ トル小計		(16, 195, 610)	
	ユーロ	3.50% BUNDESOBLIGATION	900, 000. 00	937, 395. 00	2011年10月14日
		4.00% BUNDESREPUB	430, 000. 00	462, 508. 00	2037 年 1 月 4 日
		4.25% BUONI POLIENNALI	100, 000. 00	101, 610. 00	2009年11月1日
		4.25% BUONI POLIENNALI	400, 000. 00	407, 200. 00	2014 年 8 月 1 日
		4.25% DEUTSCHLAND REP	500, 000. 00	548, 500. 00	2017年7月4日
		6.50% HELLENIC REPUBLIC	250, 000. 00	272, 500. 00	2019年10月22日
		ユーロ小計	2, 580, 000. 00	2, 729, 713. 00	
		- 四小田		(344, 025, 729)	
	イギリス ポンド	4.75% UK TREASURY	220, 000. 00	241, 227. 80	2030年12月7日
	4,51	5.00% UK TREASURY	100, 000. 00	111, 100. 00	2014年9月7日
		5. 00% UK TREASURY	40,000.00	43, 060. 00	2012 年 3 月 7 日
	イギリスポンド小計		360, 000. 00	395, 387. 80	
		(1 1) / / / / / / / / / /		(53, 246, 875)	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考 (償還年月日)
国債証券	スウェーデン クローナ	5.50% SWEDISH GOVT	420, 000. 00	473, 949. 00	2012年10月8日
	7 h	ーデンクローナ小計	420, 000. 00	473, 949. 00	
	ス クェ			(5, 512, 026)	
	ポーランドズロチ	5. 25% POLAND GOV'T	250, 000. 00	245, 975. 00	2017年10月25日
	12 — 3	ランドズロチ小計	250, 000. 00	245, 975. 00	
	かープンドスロブが記			(7, 509, 616)	
	国債証券合計			883, 912, 636	
	四月瓜	分口印		(597, 045, 936)	
	슴計			883, 912, 636	
				(597, 045, 936)	

- (注) 1.各通貨の小計欄の() 内は、邦貨換算額であります。
 - 2. 合計金額欄は、邦貨額であります。() 内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
 - 3. 通貨の表示は外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
 - 4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率(注)	有価証券の合計 額に対する比率
米ドル	国債証券 4銘柄	17. 1%	19. 3%
カナダドル	国債証券 2銘柄	1.6%	1.8%
ユーロ	国債証券 6銘柄	34.6%	38. 9%
イギリスポンド	国債証券 3銘柄	5. 4%	6.0%
スウェーデンクローナ	国債証券 1銘柄	0.5%	0.6%
ポーランドズロチ	国債証券 1銘柄	0.8%	0.9%
合計		60.0%	67. 5%

- (注)組入債券の純資産に対する比率であります。
- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。
- 第4 不動産等明細表 該当事項はありません。
- 第5 商品明細表 該当事項はありません。
- 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。
- 第7 その他特定資産の明細表 該当事項はありません。
- 第8 借入金明細表 該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成21年1月末日現在です。

<新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)>

【純資産額計算書】

I	資産総額	1,352,566,637 円
Π	負債総額	2,596,176 円
${\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I}$	純資産総額(I-Ⅱ)	1,349,970,461 円
IV	発行済数量	2,282,355,934 [□]
V	1 口当り純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	0.5915 円

<新生・世界分散ファンド(分配重視型)>

【純資産額計算書】

Ι	資産総額	517,698,561 円
Π	負債総額	1,063,789 円
Ш	純資産総額(I-Ⅱ)	516,634,772 円
IV	発行済数量	883,695,830 □
V	1口当り純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	0.5846 円

<参考>世界債券マザーファンド

I	資産総額	926,192,442 円
Π	負債総額	— 円
Ш	純資産総額(I-Ⅱ)	926,192,442 円
IV	発行済数量	1,096,217,731 □
V	1 口当り純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	0.8449 円

<参考>世界株式マザーファンド

I	資産総額	1,091,685,454	円
Π	負債総額	4,680,149	円
Ш	純資産総額(I-Ⅱ)	1,087,005,305	円
IV	発行済数量	2,657,064,152	П
V	1 □当り純資産額(Ⅲ / IV)	0.4091	Щ

第5【設定及び解約の実績】

<新生・世界分散ファンド(複利効果重視型)>

計算期間	設定数量(口数)	解約数量(口数)
第1期計算期間 (平成19年12月27日~ 平成20年12月22日)	2,482,772,764	213,116,100

(注)第1期計算期間の設定数量(口数)は、当初設定数量(口数)を含みます。

<新生・世界分散ファンド(分配重視型)>

計算期間		設定数量(口数)	解約数量(口数)
第1特定期間	第1期計算期間 (平成19年12月27日~平成20年3月21日)	927,282,690	5,533,454
	第2期計算期間 (平成20年3月22日~平成20年6月20日)	25,505,173	15,741,614
第2特定期間	第3期計算期間 (平成20年6月21日~平成20年9月22日)	10,799,074	75,021,048
	第4期計算期間 (平成20年9月23日~平成20年12月22日)	69,816,179	58,874,401

⁽注)第1期計算期間の設定数量(口数)は、当初設定数量(口数)を含みます。